

ゆがわら 男女共同参画プラン

男女共同参画社会をめざして



平成22年3月策定

改訂版

湯河原町

はじめに

湯河原町では、平成 11 年3月に「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定しました。家庭や地域、職域を問わず、あらゆる場面で男女が真のパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合える環境を整え、性別、枠組みを越え、生き生きとした人間が集う「品格のあるまちづくり」を住民の皆様とともに進めてまいりました。

こうした中、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、社会・経済のグローバル化など社会全体が大きく変化してきており、国や県においても計画改定が行われました。

本町においても、こうした社会経済情勢の変化やプラン策定から 10 年が経過したことから、プランを見直すことといたしました。見直しに当たっては、従前の計画を継承するなかで、家庭や地域、職場などにおける男女共同参画に関する町民意識の現状を把握するとともに、これまでの施策の成果を検証し、今後取り組むべき具体的な方向を示しました。

男女共同参画社会の実現には、町民、事業所、行政などが主体的にそれぞれの役割と責任を共に担い、連携して取り組むことが重要でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、プランの見直しにあたり、貴重なご提言やご意見をいただきましたゆがわら男女共同参画懇話会の委員の皆さまをはじめ、意識調査や意見募集など、さまざまな形でご参加いただきました町民の皆様、関係各位に心よりお礼申し上げます。



平成 22 年3月

湯河原町長 富田 幸宏

目 次

第1章 プラン改訂に至る背景

1 国際的な動き	3
2 国の動き	3
3 神奈川県動き	4
4 湯河原町の取組	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（理念）	9
2 計画の性格	9
3 計画の期間	10
4 計画の推進体制	10

第3章 プランの体系

13

第4章 基本的課題と施策の基本的方向

○基本的課題Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画	19
--------------------------------	----

施策の方向1 政策・方針決定における女性の参画推進	21
①審議会・委員会などへの女性登用の推進	23
②町職員・教職員における管理職への女性登用の推進	23
③組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への 女性登用の推進	24
施策の方向2 女性の人材育成	25
①女性の社会参画推進のための人材育成	27
施策の方向3 女性の社会参画に関する調査および分析	29
①政策・方針決定過程への参画状況の定期的な調査・分析	29

○基本的課題Ⅱ 就業・雇用環境の整備	31
施策の方向1 男女平等な雇用環境	33
①労働相談の充実	36
②女性の能力発揮のための積極的取組の推進	37
③セクシュアル・ハラスメント対策の推進	38
施策の方向2 女性の多様な働き方への支援	39
①女性の就業機会の拡大・推進	42
②多様な働き方に対応した人材育成などの支援	43
③農林水産業および商工自営業に携わる女性への支援	44
○基本的課題Ⅲ 教育・学習・啓発活動の推進	45
施策の方向1 男女平等教育の推進	47
①発達段階に応じた男女平等教育の推進	49
②教職員などへの男女平等教育研修の充実	50
③家庭・地域における男女共同参画への啓発学習	51
施策の方向2 男女共同参画に関する情報の収集・提供	52
①メディアからの情報収集および提供	53
②町広報およびホームページなどからの情報提供	54
○基本的課題Ⅳ 身体と性に関する女性の人権の確立	55
施策の方向1 生涯にわたる女性の健康保持対策の推進	57
①食育の推進	59
②母子保健事業の充実	60
③性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上	61
施策の方向2 配偶者などによる暴力に対する総合対策の推進	62
①配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護 体制の充実強化	65
②児童に対する虐待防止対策の推進	66
○基本的課題Ⅴ 男女共同参画社会のまちづくり	67
施策の方向1 育児・介護の支援	69
①延長保育・学童保育などの充実	72

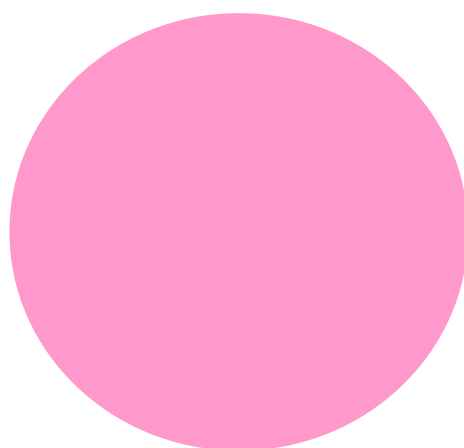
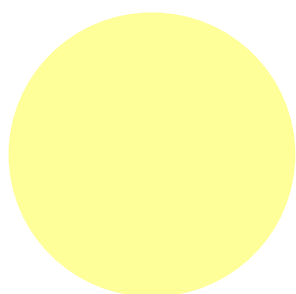
②ひとり親家庭への支援の充実	72
③介護負担の軽減のための福祉サービスの充実	73
施策の方向2 高齢者・障がい者に対する支援	74
①高齢者の社会参画に対する支援	74
②障がい者に対する自立支援	74
施策の方向3 男女が共に参画するまちづくりの推進	76
①男性の家庭・地域活動などへの参画の推進	78
施策の方向4 意識啓発の推進	80
① 男女共同参画に関する意識啓発の推進	83
○基本的課題Ⅵ 推進体制・進行管理の充実	85
施策の方向1 推進体制の充実	87
①町民との協働による計画の策定	87
②行政職員（町職員）の研修機会などの充実	87
施策の方向2 推進状況の把握	89
①計画の年次報告書作成・フォローアップなど の実施および情報提供	89
施策の方向3 国際的な視点に立った取組の推進	90
①国際交流事業の推進	90

付属資料

1 ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱	95
2 ゆがわら男女共同参画懇話会委員名簿	97
3 ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱 ...	98
4 ゆがわら男女共同参画推進本部委員構成	100
5 湯河原町行政組織図	101
6 男女共同参画社会基本法	103
7 神奈川県男女共同参画推進条例	110
8 施策実績（平成20年度）	115
9 湯河原町の統計データ	122

第1章

プラン改訂に至る背景



第1章 プラン改訂に至る背景

1 国際的な動き

国連は、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年世界会議において、「平等・開発・平和」の三つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

1979 年（昭和 54 年）には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出しました。

また、1993 年（平成 5 年）の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、1994 年（平成 6 年）の「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方を女性の人権として国際的に初めて打ち出した行動計画を採択しました。

1995 年（平成 7 年）北京での「第 4 回世界女性会議」では、男女平等の実現に向けて、「あらゆる政策にジェンダーの視点」をもつことや、「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

2000 年（平成 12 年）ニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、夫・恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する立法や適切な仕組の強化など、女性に対する暴力に関する多くの取組が提案されました。

2005 年（平成 17 年）の「第 49 回国際婦人の地位委員会」では、男女平等に関する達成事項を確認するとともに、女性の自立と地位向上に向けた取組をより一層推進していくことが確認されました。

2 国の動き

我が国においても、国際的な動きと軌を一にして男女共同参画の取組が進められてきました。1985 年（昭和 60 年）の女子差別撤廃条約の批准に当たっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正など、法制度の整備が大きく進展しました。

1996 年（平成 8 年）には、「第 4 回世界女性会議」の成果を国内的に実現するため、新たな国内行動計画として、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が施行され、五つの基本理念と国、地方公共団体および国民の責務などが明記されました。

2000 年（平成 12 年）には、同基本法に基づく男女共同参画基本計画が閣議決定され、取り組むべき施策の方向性と具体的な施策が示されました。また同年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001 年（平成 13 年）には「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立し、女性に対する暴力の防止に向けた法整備が行われました。

2003 年（平成 15 年）には「次世代育成支援対策推進法」が施行され、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」のために、国・地方公共団体・企業などが一体となって、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいます。

また、2007 年（平成 19 年）4 月には改正雇用機会均等法が施行され、間接差別の禁止や、妊婦・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止などに関する規定などが盛り込まれました。

3 神奈川県動き

県では、1982 年（昭和 57 年）に女性の自立と社会参加を推進するための「かながわ女性プラン」を策定するとともに、全国に先駆けた女性総合施設である「神奈川県立婦人総合センター」をオープンしました。その後、差別の解決に向けた具体的な取組が展開されてきました。

1987 年（昭和 62 年）には「新かながわ女性プラン」、1997 年（平成 9 年）には「かながわ女性プラン 21」が策定され、男女平等に向けた意識改革、女性の社会参画の促進、男女の多様な働き方が可能となる社会環境の整備などが課題とされ施策が展開されました。

1995 年（平成 7 年）には、第 4 回世界女性会議の開催や国における「男女共同参画 2000 年プラン」の策定などの動向に対応するため県内に「女性行動計画」が策定され、男女共同参画のための施策が行われています。

2002 年（平成 14 年）には、県内事業者および県民の責務を明らかにした男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため「神奈川県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2003 年（平成 15 年）には、男女がともに参画し、活躍できる社会づくりを一層推進するため、これまでの「かながわ女性プラン 21」を見直し、男女共同参画基本法に基づいて「かながわ男女共同参画推進プラン」が策定されました。

2006 年（平成 18 年）3 月には、配偶者からの暴力を防止し、被害者を支援するための基本計画「かながわ DV 被害者支援プラン」が策定されました。

2008 年（平成 20 年）3 月には、「かながわ男女共同参画プラン（第 2 次）」が策定されました。

4 湯河原町の実践

湯河原町では、1997 年（平成 9 年）に男女共同参画社会の充実に図り、女性を取り巻く諸問題の解決に向けて、基本的な考え方と施策の方向の検討を行うため「湯河原町女性行政懇話会」を設置しました。同時に、女性行政関連事業を推進するため、庁内に「湯河原町女性行政推進本部」を設置し、男女格差のない社会をめざして、トークン事業やフォーラム開催などの施策に取り組んできました。

また、先進地の事例研究、各団体との意見交換を行い、湯河原らしいプランを心がけて、1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の実現をめざし「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定しました。

同年、「湯河原町女性行政懇話会」を改め「ゆがわら男女共同参画懇話会」を設置し、同時に庁内組織である「湯河原町女性行政推進本部」を改め、「ゆがわら男女共同参画推進本部」を設置しました。

その後も、プランの推進に向けて取り組んでまいりましたが、プラン策定から 10 年が経過したため、プラン改訂の基礎資料とするため、2008 年（平成 20 年）に町民および町内の事業所を対象に「湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査」※を実施しました。

この意識調査の結果や、社会環境の変化とその課題などを施策に盛り込み、男女共同参画社会の実現を一層推進するためプラン改訂を行うものです。

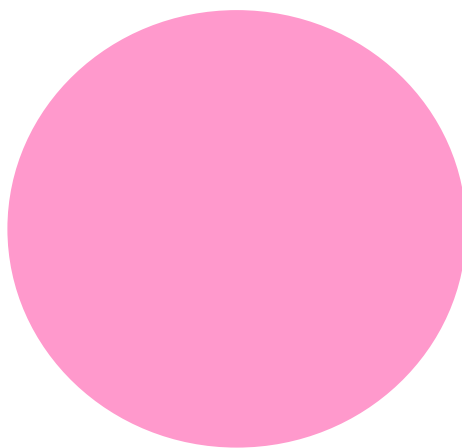
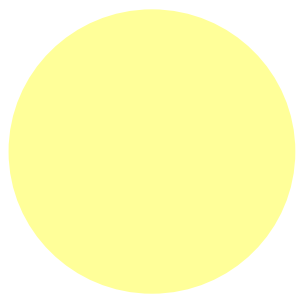
※湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査

	対 象	抽 出	方 法	回答率	実施期間
個人	町内在住の満 18 歳以上の男女 1,200 名	無作為	郵 送	31.1%	平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月
法人	町内に本店または支店をおく事業所 50 件	無作為	郵 送 聞き取り	82.0%	平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月

地域政策課実施

第2章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（理念）

日本国憲法は、個人の尊重（第 13 条）と法の下での平等（第 14 条）をうたうとともに、家族に関する事項については、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」（第 24 条第 2 項）としています。

また、男女共同参画社会基本法は、基本理念として、「男女の人権の尊重（第 3 条）」、「社会における制度又は慣行についての配慮（第 4 条）」、「政策等の立案及び決定への共同参画（第 5 条）」、「家庭生活における活動と他の活動の両立（第 6 条）」、「国際的協調（第 7 条）」を掲げています。

この計画で定めるさまざまな施策を推進していく上で、これらの基本理念に基づき、男女の実質的平等をめざすために、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会などのあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

2 計画の性格

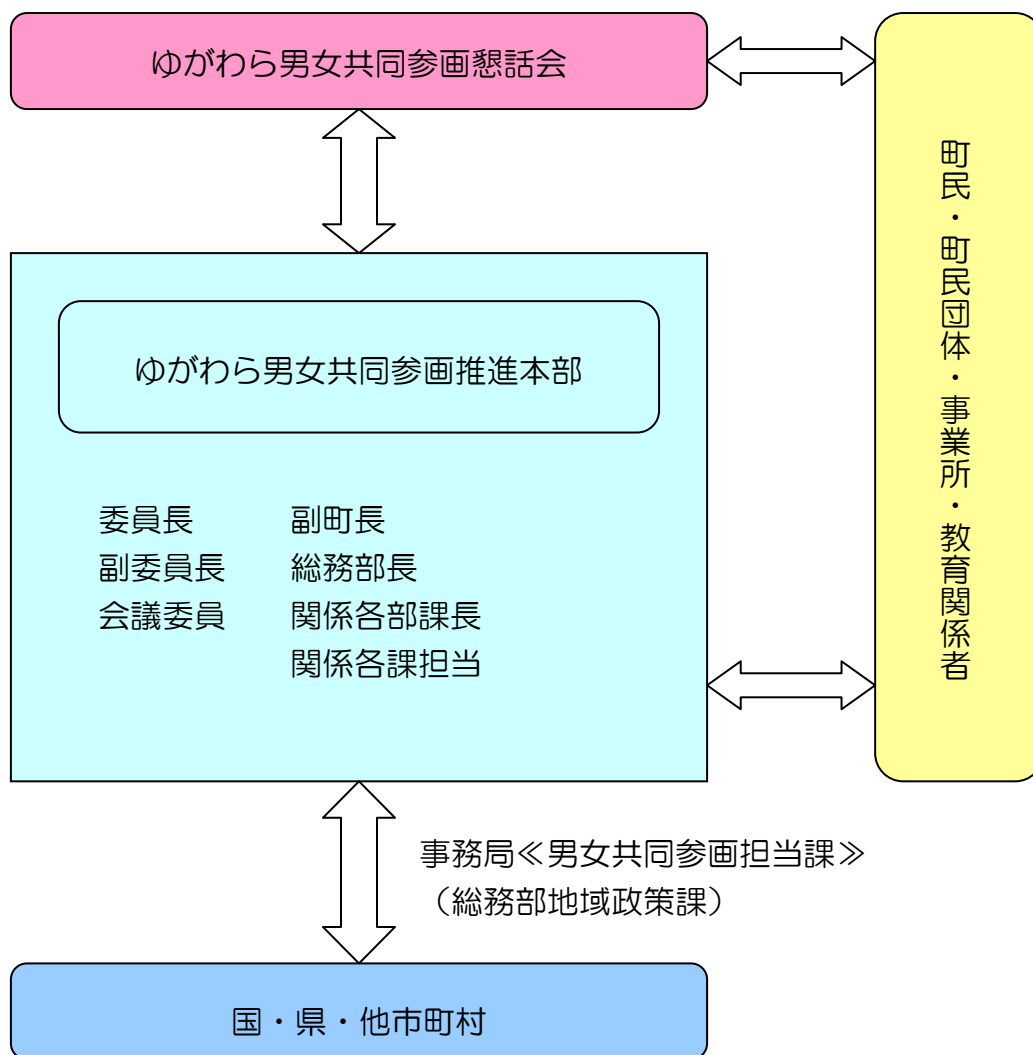
- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。
- (2) この計画は、1999 年（平成 11 年）から 2009 年（平成 21 年）までに取り組んだ「ゆがわら男女共同参画プラン」を継承するものです。
- (3) この計画は、「湯河原 2001 プラン」に基づき、他の分野別計画と整合性を図りながら推進します。
- (4) この計画は、湯河原町における男女共同参画社会の実現を目指して、町民、事業所、行政（町）が取り組むための指針となります。

3 計画の期間

この計画は、2010 年度（平成 22 年度）から、2014 年度（平成 26 年度）までの5年間を期間とし、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

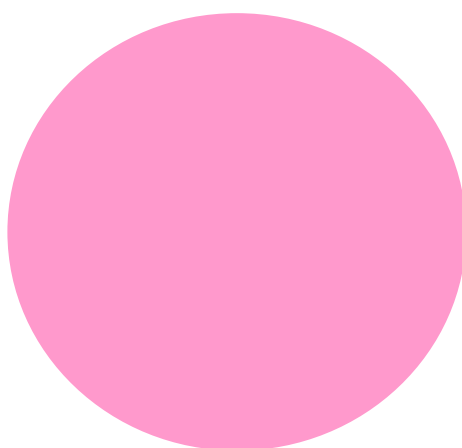
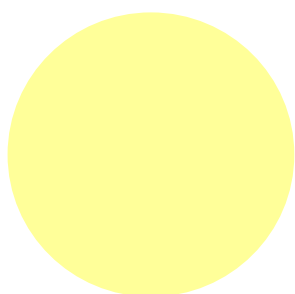
4 計画の推進体制

この計画を推進するためには、行政における推進体制の整備の充実を図り、町民、町民団体、事業所および教育関係者の理解や協力を得ながら、総合施策として、行政と一体となって基本計画を推進する必要があります。



第3章

フランの体系



第3章 フランの体系

I 政策・方針決定過程への女性の参画

- 1 政策・方針決定における女性の参画推進
 - ① 審議会・委員会などへの女性の登用の推進
 - ② 町職員・教職員における管理職への女性登用の推進
 - ③ 組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への女性登用の推進
- 2 女性の人材育成
 - ① 女性の社会参画推進のための人材育成
- 3 女性の社会参画に関する調査および分析
 - ① 政策・方針決定過程への参画状況の定期的な調査・分析

II 就業・雇用環境の整備

- 1 男女平等な雇用環境
 - ① 労働相談の充実
 - ② 女性の能力発揮のための積極的取組の推進
 - ③ セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- 2 女性の多様な働き方への支援
 - ① 女性の就業機会の拡大・推進
 - ② 多様な働き方に対応した人材育成などの支援
 - ③ 農林水産業および商工自営業に携わる女性への支援

Ⅲ 教育・学習・啓発活動の推進

- 1 男女平等教育の推進
 - ① 発達段階に応じた男女平等教育の推進
 - ② 教職員などへの男女平等教育研修の充実
 - ③ 家庭・地域における男女共同参画への啓発学習
- 2 男女共同参画に関する情報の収集・提供
 - ① メディアからの情報収集および提供
 - ② 町広報およびホームページなどからの情報提供

Ⅳ 身体と性に関する女性の人権の確立

- 1 生涯にわたる女性の健康保持対策の推進
 - ① 食育の推進
 - ② 母子保健事業の充実
 - ③ 性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上
- 2 配偶者などによる暴力に対する総合対策の推進
 - ① 配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護体制の充実強化
 - ② 児童に対する虐待防止対策の推進

V 男女共同参画社会のまちづくり

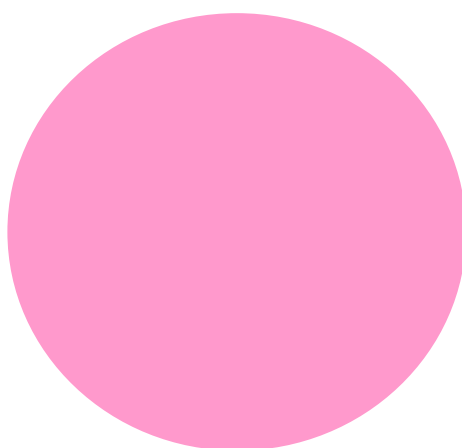
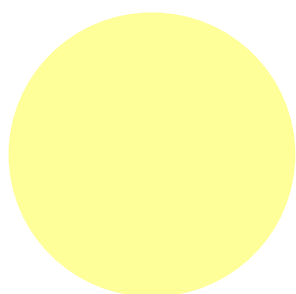
- 1 育児・介護の支援
 - ① 延長保育・学童保育などの充実
 - ② ひとり親家庭への支援の充実
 - ③ 介護負担の軽減のための福祉サービスの充実
- 2 高齢者・障がい者に対する支援
 - ① 高齢者の社会参画に対する支援
 - ② 障がい者に対する自立支援
- 3 男女が共に参画するまちづくりの推進 ——— ① 男性の家庭・地域活動などへの参画の推進
- 4 意識啓発の推進 ——— ① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

VI 推進体制・進行管理の充実

- 1 推進体制の充実
 - ① 町民との協働による計画の策定
 - ② 行政職員（町職員）の研修機会などの充実
- 2 推進状況の把握 ——— ① 計画の年次報告書作成・フォローアップなどの実施および情報提供
- 3 国際的な視点に立った取り組みの推進 ——— ① 国際交流事業の推進

第4章

基本的課題と施策の 基本的方向



第4章 基本的課題と施策の基本的方向

基本的課題 I

政策・方針決定過程への女性の参画

すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合う男女共同参画の地域社会づくりにおいては、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤となるものです。

また、豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、男女が互いの立場から多様な考え方を出し合い、生かしていくことが求められています。

国においては、男女共同参画基本計画（第2次）での「社会のあらゆる分野において、2020年（平成32年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する。」との閣議決定を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を推進しています。

しかし、依然として、政策・方針決定過程における女性の参画は増加傾向にあるものの、十分とはいえない状況にあります。女性のあらゆる分野における多様な考え方を生かすため、女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が必要です。



施策の基本的方向Ⅰ-1 政策・方針決定における女性の参画推進

現状と課題

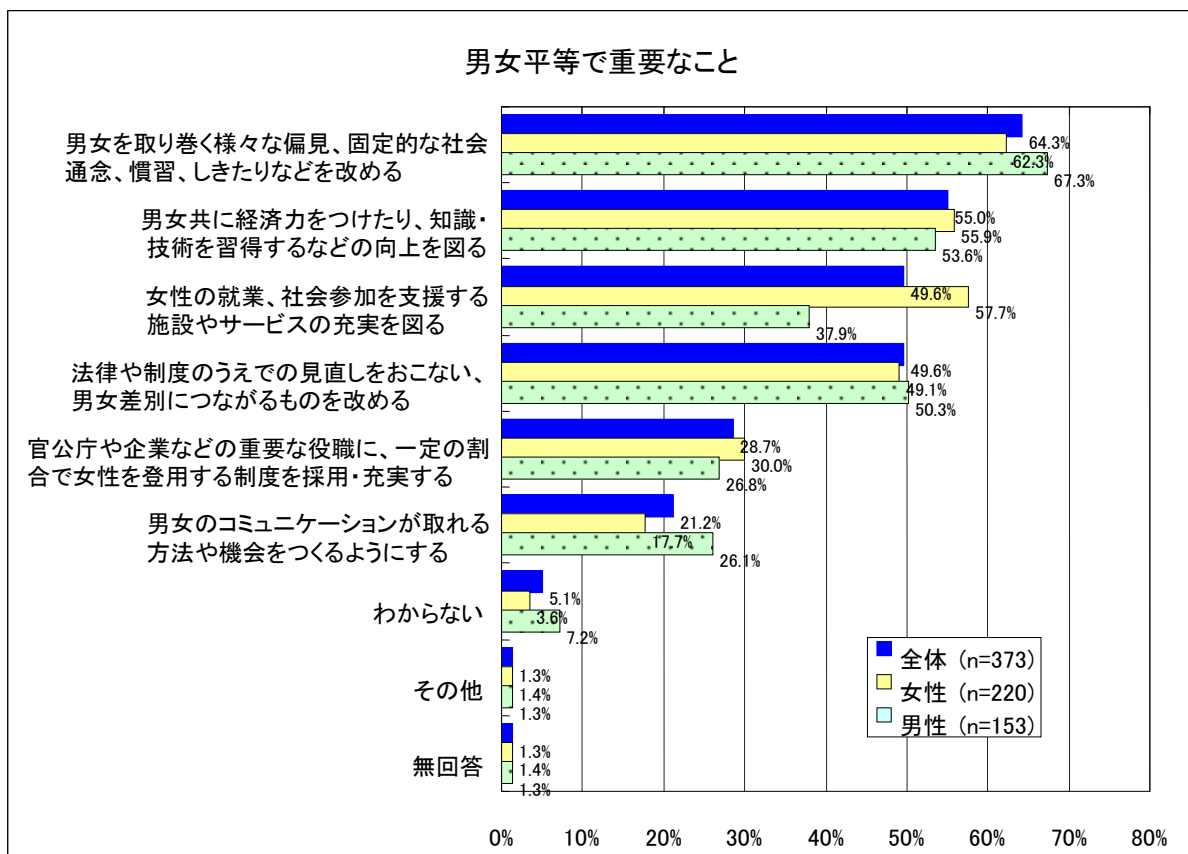
町の審議会や委員会などの構成員の多くは男性が占め、女性の参画は低い水準にあります。今後は、これらをはじめ団体などの方針決定の場への女性の登用の推進に努め、目標値を30%として推進します。

<町民意識調査>

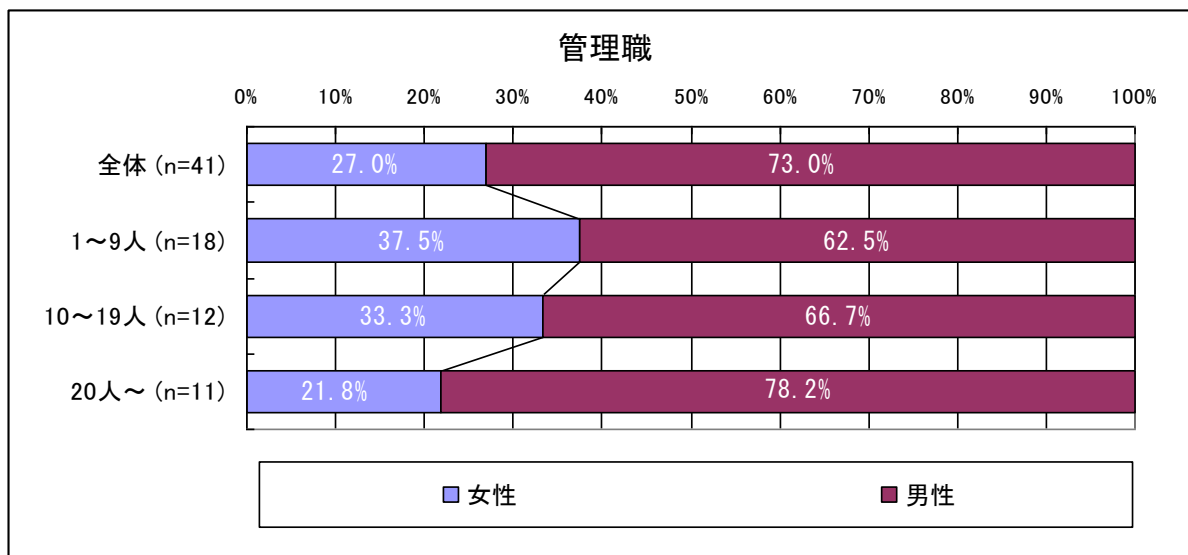
○男女平等で重要なこととして、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める」の意見が全体で約6割（64.3%）を超えています（複数回答）。このことから、政策・方針決定過程において、偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改め、男女が互いに対等な立場となるよう求められています。また、「男女共に経済力をつけたり、知識・技術を習得するなどの向上を図る」の意見は全体で55.0%と半数を超えており、男女共同参画社会の実現のためには、男女を問わずそれぞれが個性と能力を十分に発揮するとともに、その能力を向上していくことも求められています。

<法人アンケート調査>

○民間の事業所では、管理職のうち女性の割合が全体で2割台（27.0%）となっています。今後は、審議会・委員会など政策・方針決定の場でも女性の登用に努める必要があります。



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する法人アンケート調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 審議会・委員会などへの女性登用の推進

町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集、整理し、それを提供することにより、各種審議会・委員会への女性の登用を推進します。

施策名	事業内容	担当
1 町議会における女性の登用	平成 20 年4月臨時会で、副議長および常任委員会委員長に女性を登用しました。今後も登用を推進します。	議会事務局
2 審議会などへの女性の登用	審議会・委員会などへの女性の登用について、数値目標を設定し実現を図ります。また、関係団体などに対し、男女共同参画の重要性の理解と、女性の積極的な登用を進めるよう協力を求めます。	各所管課
3 委員の公募制導入の推進	審議会・委員会などへの委員の選任に当たっては、原則として町民から委員を募集し、男女の構成比についても考慮して女性の参画の推進に努めます。	各所管課

② 町職員・教職員における管理職への女性登用の推進

町の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や適正な人事評価により、町職員・教職員における女性職員の管理職への登用を推進します。

施策名	事業内容	担当
4 町職員における管理職への女性の登用	町では昇格基準に基づき、男女差なく該当者は昇格しております。女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。	庶務課
5 教職員における管理職への女性の登用	教員人事は神奈川県が行っており、現在 3 人の女性教頭が配置されています。今後も湯河原町の各学校に女性の管理職を配置すべく、能力や意欲ある女性教員の校長・教頭などへの登用を、県へ働きかけます。	学校教育課

6 役場における 職務分担の均 等化の推進	性別による職務分担を見直し、個人の意思を尊重し、意欲や能力に応じた配置などが進められるよう推進に努めます。	庶務課
7 町職員を対象 とした男女平 等推進に関す る研修の充実	町職員を対象とした男女平等推進に関する研修の充実を図ります。	庶務課

③ 組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への女性登用の推進

女性の就労環境の整備や雇用条件の性による格差の是正、女性の管理職登用など「男女雇用機会均等法」を遵守するよう事業所・団体などに対して啓発を推進します。

施策名	事業内容	担当
8 事業所・団体 などに対する 男女共同参画 の推進	事業所・団体などに対し、男女共同参画を推進するため、湯河原温泉観光協会理事および旅館協同組合理事へ女性が選任されるよう働きかけます。	観光課
9 事業所・団体 などに対する 職務分担の均 等化の啓発推 進	性別による就労環境の整備や雇用条件の格差是正、職場における職務分担の見直し、意欲や能力に応じた配置など、「男女雇用機会均等法」を遵守するよう事業所・団体などに働きかけます。	地域政策課

施策の基本的方向Ⅰ-2 女性の人材育成

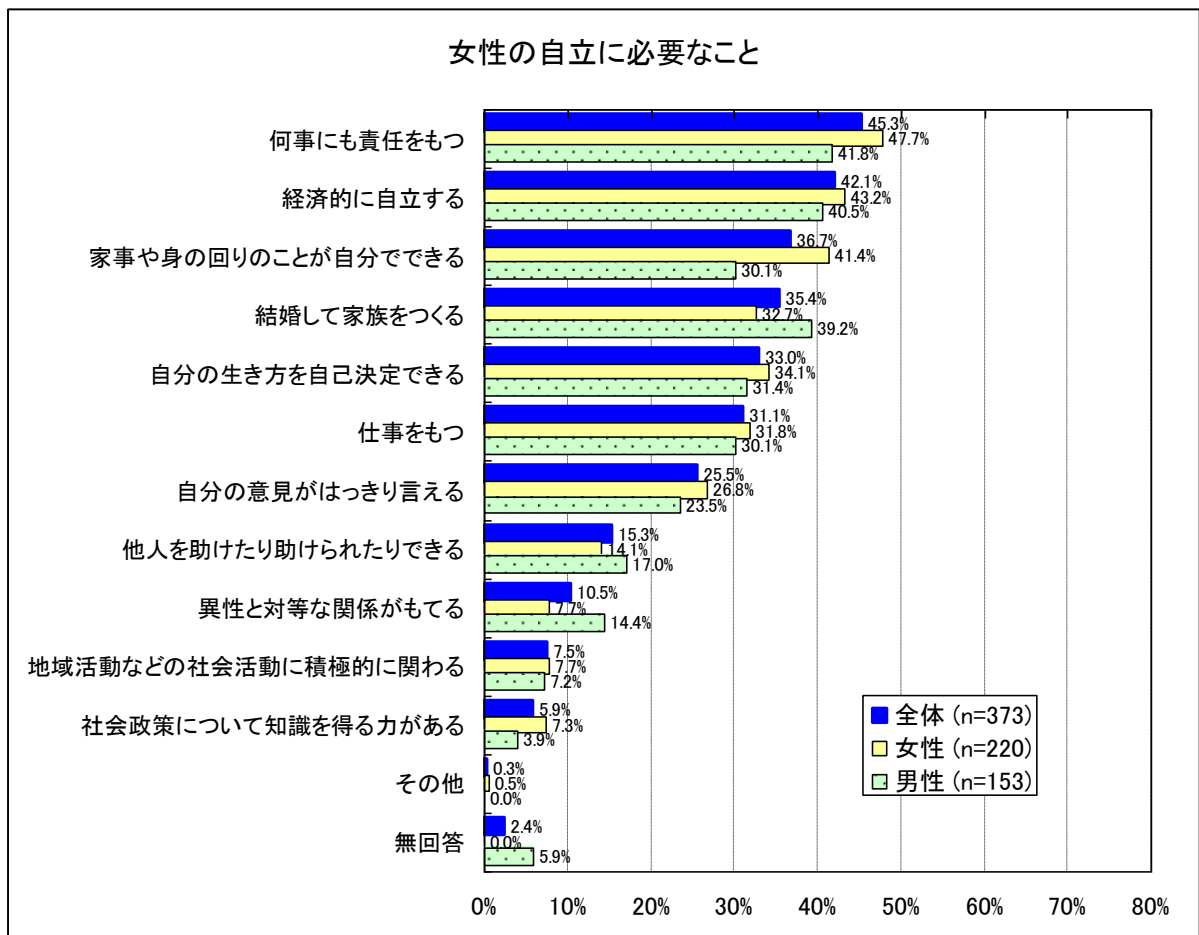
現状と課題

あらゆる分野における女性の参画を推進するため、女性の自己能力の更なる向上や人材育成支援に関する情報の収集・整備・提供が求められています。

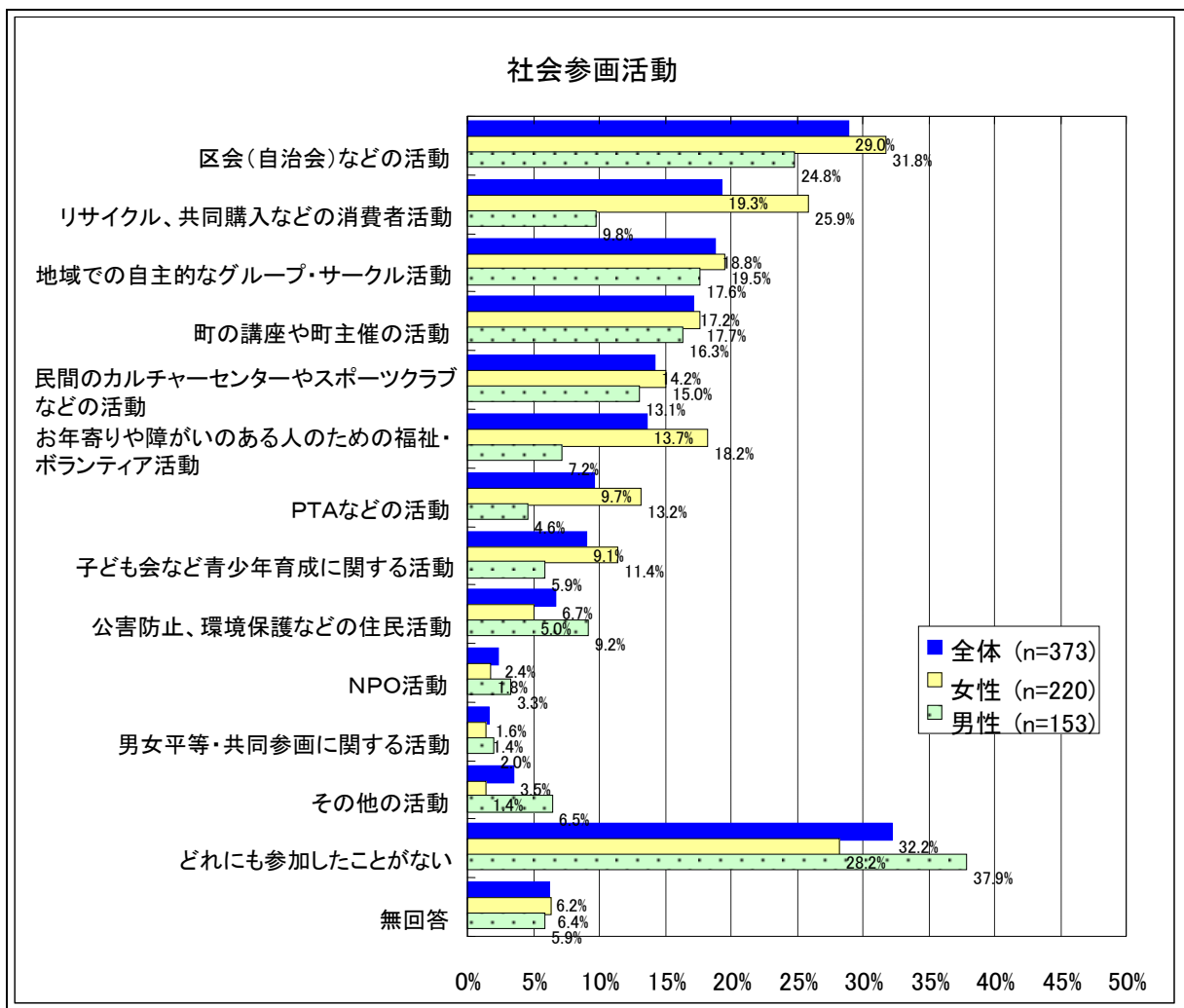
<町民意識調査>

○女性の自立に必要なことは、「何事にも責任をもつ」、「経済的に自立する」、「家事や身の回りのことが自分でできる」の意見が多くなっています（複数回答）。このことから、女性の自立には、女性の自己能力の更なる向上が必要と考えられていると言えます。

○社会参画活動として、地域活動への参加経験では「区会（自治会）などの活動」、「リサイクル、共同購入などの消費者活動」などの身近な活動に参加していることがわかります。一方、「どれにも参加したことがない」の回答が男女とも多く寄せられています。社会参画活動をより一層進めるには、地域生活に身近な活動情報を提供していくことが必要と考えます。



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

- ① 女性の社会参画推進のための人材育成
女性のエンパワーメント¹の視点からの人材育成を行い、さまざまな分野で女性が活躍できる環境づくりに努めます。

¹ 力をつけること。また、女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

施策名	事業内容	担当
10 女性人材の育成のための情報提供	女性の自己能力や女性人材の育成のための講座開催の情報を収集し、提供に努めます。	地域政策課
11 地域の活動情報を提供	身近な地域の活動情報を提供し、誰もが参加しやすい環境づくりをします。	地域政策課
12 女性のためのパソコン教室開催事業	情報化社会の中での男女共同参画を推進するため、パソコンを苦手としている方を対象に、インターネットや電子メールの使い方を学べる教室を開催します。	社会教育課
13 女性のための施設見学開催事業	さまざまな職種の施設を見学し、女性の社会参画が可能であることの実態を学びます。	地域政策課

施策の基本的方向 Ⅰ-3 女性の社会参画に関する調査および分析

現状と課題

女性の社会参画に関し定期的に調査・分析を行い、現状を把握する必要があります。そこで推進や改善策などの検討を行い、実効性のある措置が求められます。

施策の具体的方向

- ① 政策・方針決定過程への参画状況の定期的な調査・分析
さまざまな分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査を行い、情報提供に努めます。

施策名	事業内容	担当
14 町における男女共同参画社会の形成・女性に関する施策の進捗状況調査	町で実施する各施策について、男女共同参画状況の調査・研究を実施し、その基礎的情報を公表していきます。	地域政策課
15 事業所・団体などにおける男女共同参画社会の形成・女性に関する取組の進捗状況調査	事業所や団体などに対し、男女共同参画社会の形成・女性に関する取組の進捗状況調査を実施し、公表していきます。	地域政策課

基本的課題Ⅱ

就業・雇用環境の整備

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、また、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できることが望めます。雇用環境を整備し、それぞれのライフスタイルに合った就業選択、就労機会が確保されること、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進することが必要です。

このため、性別による不当な差別や、権利を侵害されることのないよう、事業主と労働者の双方に対し、男女雇用機会均等法をはじめ各労働法規の趣旨・内容の周知と遵守の啓発を継続し、雇用環境の整備を働きかけていくことが求められています。



施策の基本的方向Ⅱ-1 男女平等な雇用環境

現状と課題

経済・社会環境が変化する中で、労働者の個々の価値観や生活様式が多様化し、事業所の意識や雇用形態も変化する中、男女とも仕事、家庭、地域生活や趣味などのバランスを図り、充実した生活が送れるよう雇用環境の整備を図ります。

<町民意識調査>

○生き生きと働くためには、「出産、育児、介護休暇を男女ともとりやすくする」の意見が多く、全体では約7割（69.7%）となっております（複数回答）。次いで「同じ価値のある労働は、パートでも社員でも同じ賃金にする」、「昇給、昇格の条件となる教育を平等に受けられるようにする」の意見も全体では半数を超えています。個々の価値観や生活様式が多様化する中で、男女がいきいきと働きながら充実した生活を送るためには、男女の平等な雇用環境の整備が求められています。

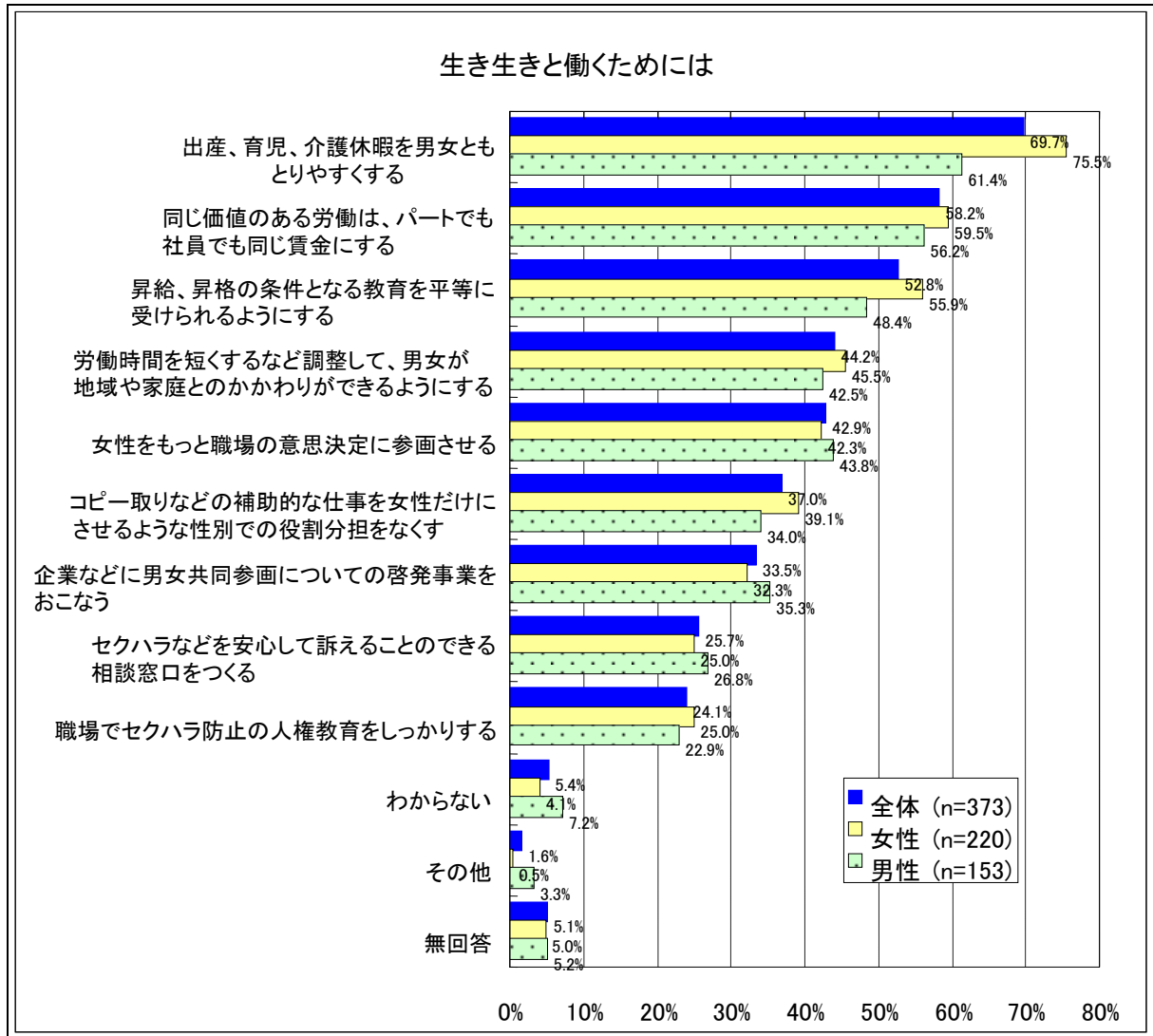
<法人アンケート>

○事業所で、男女平等に関する社内研修を行っているところは、定期的（9.8%）・不定期（12.2%）を合わせ全体で約2割と、まだまだ少ないのが現状です。男女の均等な雇用環境を整えるうえでも、社内研修の充実が重要になってきます。そのためにも、事業所と地方公共団体が力を合わせ推進していく体制づくりが必要となります。

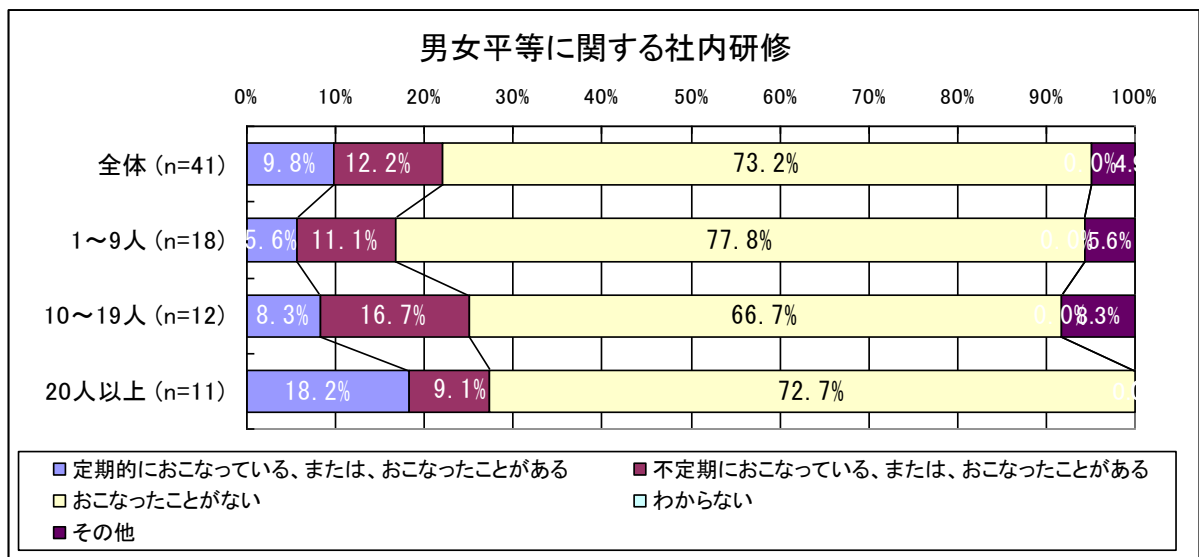
○職場環境におけるセクシュアル・ハラスメント²（以下「セクハラ」という。）については、「無いと思う」と回答したのは、個人アンケートでは全体で約6割（58.4%）、法人アンケートでは全体で約9割（92.7%）と個人、法人のアンケートでは差が大きくなっています。このように、経営者サイドでは把握しづらいが、実態としてセクハラがあることがうかがえます。セクハラを防止するためには、研修体制や啓発活動をとおした個々の意識向上が重要になってきます。また、セクハラが行われた場合には、相談窓口などを整備し、被害者の精神的なケアと再発防止に

² 一般には、雇用の場で行われる「性的いやがらせ」をいう。労働省は平成5年(1993年)「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事を遂行する上での一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで、就業環境を著しく悪化させること」と規定している。

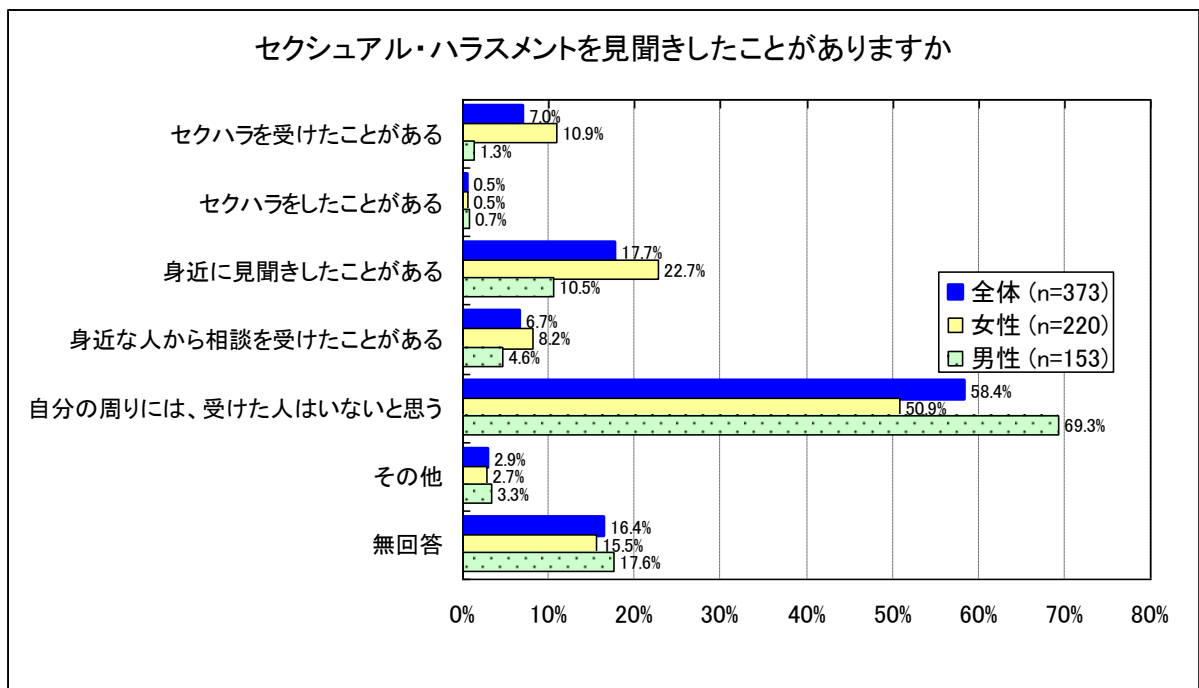
努めなければなりません。そのためには、町と事業所が協力しあう体制づくりが必要です。



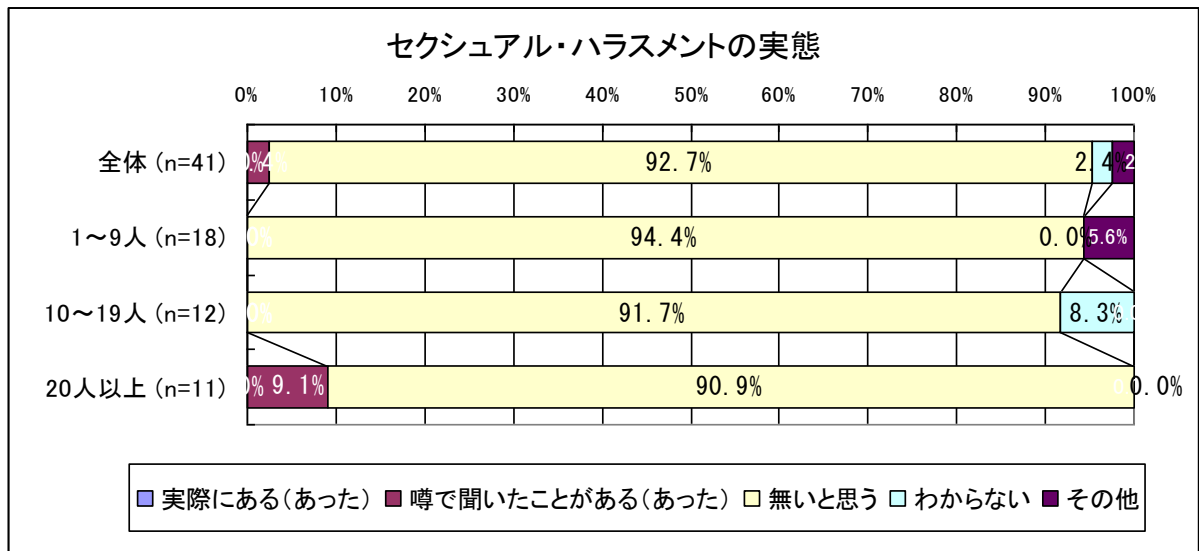
資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



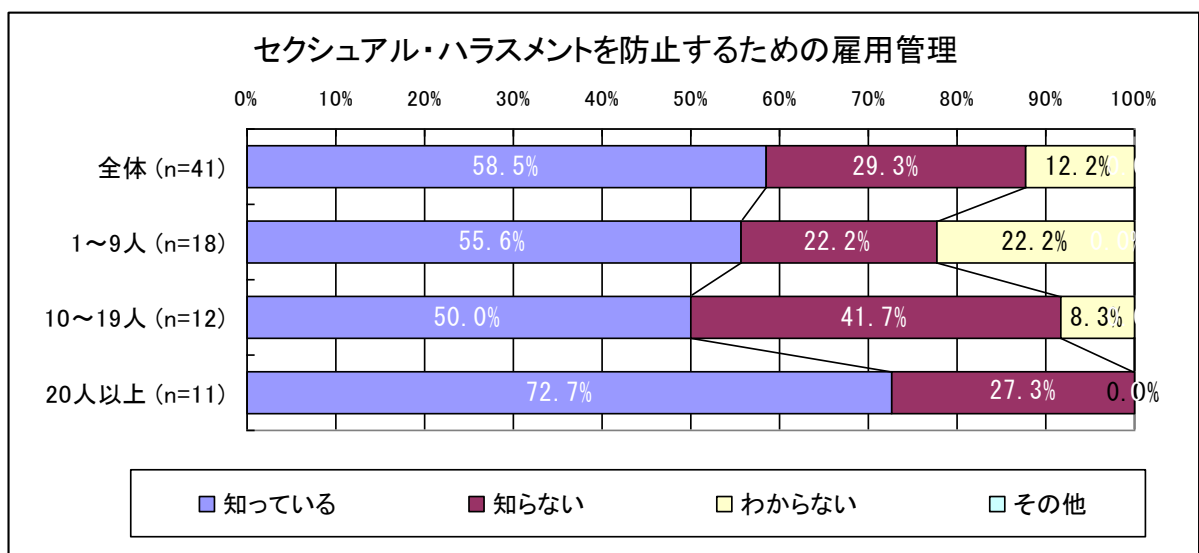
資料：湯河原町男女共同参画に関する法人アンケート調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する法人アンケート調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する法人アンケート調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 労働相談の充実

女性がその持てる能力を十分に発揮するため、職場における性差別の解消や雇用環境の整備に向けた相談体制の充実を図ります。

施策名	事業内容	担当
16 就職情報などの提供および職業相談	小田原公共職業安定所（ハローワーク小田原）の協力を得て、町内での求人・求職に対応するため、「出張相談所」を開設し、雇用の確保を図ります。また労働関係機関からの情報提供を行います。	観光課
17 男女雇用機会均等法の周知・徹底	男女雇用機会均等法の周知を図り、職場における待遇の改善に向けた啓発を行うとともに、各関係機関との連携のもと、研修会などを開催します。	観光課
18 女性の就労状況に関する調査	女性の就労状況に関する調査を実施します。	観光課
19 パートタイム労働者などの雇用環境の整備	パートタイム労働者などの雇用環境の改善に向け、事業主などに対して、パートタイム労働法などの周知徹底を図ります。	観光課
20 労働相談、就労相談など各種相談事業の充実	関係機関・団体などと連携し、労働相談、就労相談などを実施します。	観光課 秘書広報室

② 女性の能力発揮のための積極的取組の推進

女性の能力発揮の場を広げるため、町職員の教育や研修などによる人材育成を図り、情報収集と提供に努めます。

施策名	事業内容	担当
21 女性救急隊員の育成	毎年増加傾向にある救急業務の現場では、女性ならではの傷病者への配慮や接し方など女性救急隊員の必要性が増加しています。このため、職員教育や研修などによる人材育成を図り、積極的に女性消防職員の登用を図ります。	消防本部

22 町職員に対する教育および研修による人材育成	女性の能力発揮の場を広げるため、女性職員に対する積極的な教育、研修などによる人材育成に努めます。	庶務課
-----------------------------	--	-----

③ セクシュアル・ハラスメント対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行うとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の早急な解決に向けた、相談体制の充実に努めます。

施策名	事業内容	担当
23 町職員におけるセクシュアル・ハラスメント研修	町職員の研修において、「セクシュアル・ハラスメントの防止」のリーフレットを配布し、その理解の促進や啓発に努めます。	庶務課
24 各種労働相談などの情報収集と提供	県の「出張労働相談会」など広く情報を収集し提供していくことで、セクシャル・ハラスメントなど労働者問題の解決へ結びつけます。	観光課
25 セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントを未然に防止するため、パンフレット配布や広報掲載などによる啓発と普及に努めます。	地域政策課

施策の基本的方向Ⅱ-2 女性の多様な働き方への支援

現状と課題

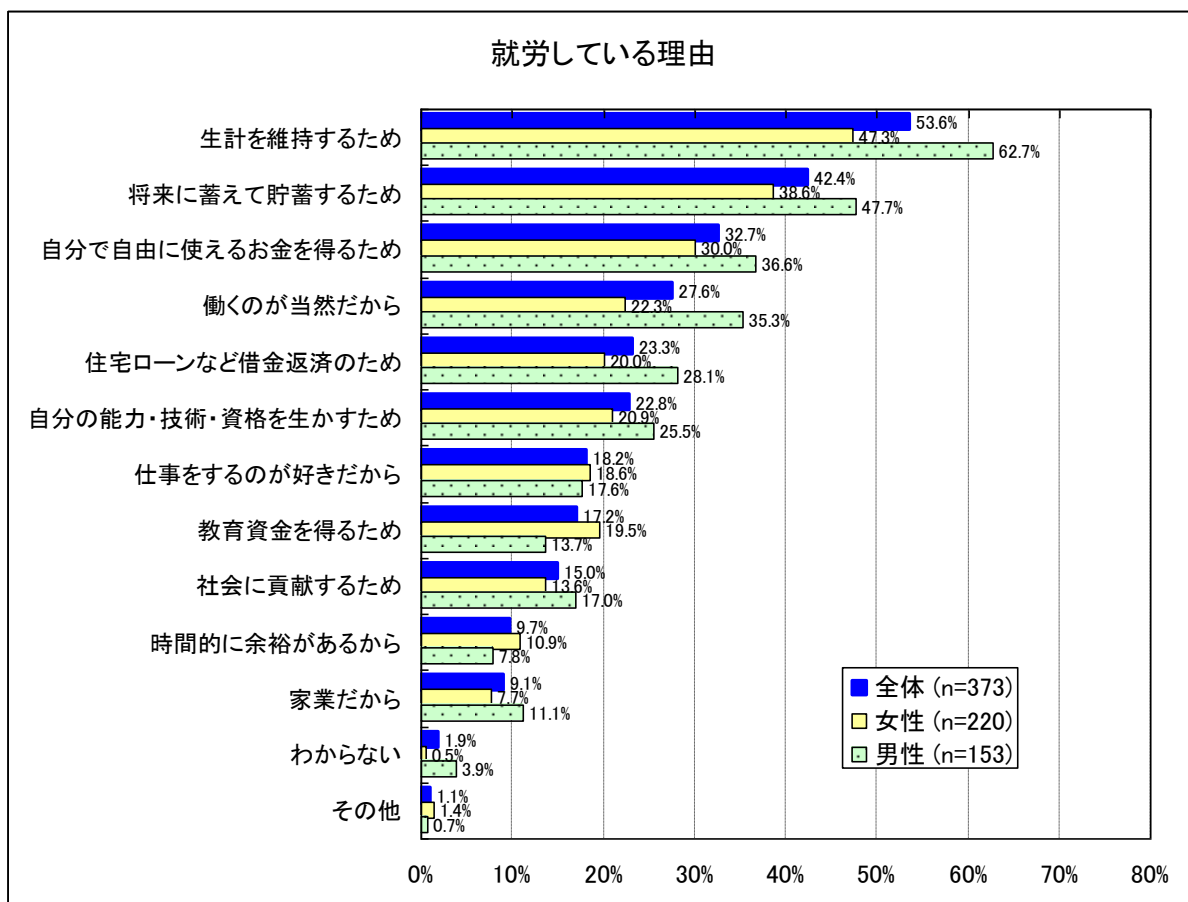
男女がともに性別にとらわれず、多様で柔軟な働き方ができ、特に働く女性がその能力を十分発揮できる就労環境の整備や適正な待遇などの労働条件の確保が求められます。

<町民意識調査>

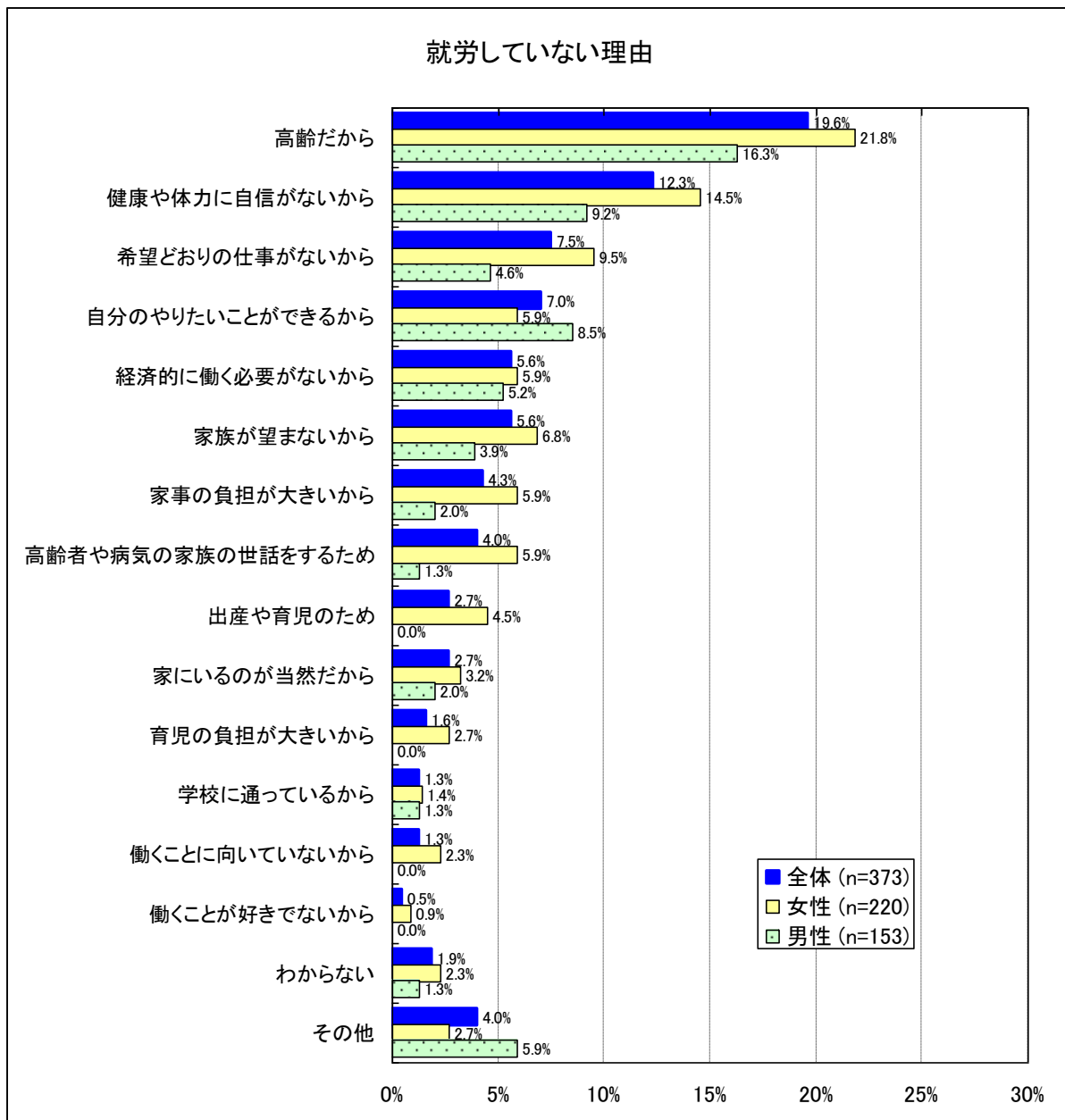
○就労している理由として、「生計を維持するため」が全体では 53.6%と半数以上を占め、また男女共に最も多い回答となっており、働くことは生活していくうえで必要であるという意見が多く寄せられています。一方、就労していない理由では「高齢だから」、「健康や体力に自信がない」、「希望どおりの仕事がない」があげられ、さまざまな価値観があることがうかがえます。一人ひとりの能力が十分発揮できるよう、多様な支援が求められていると言えます。

<法人アンケート>

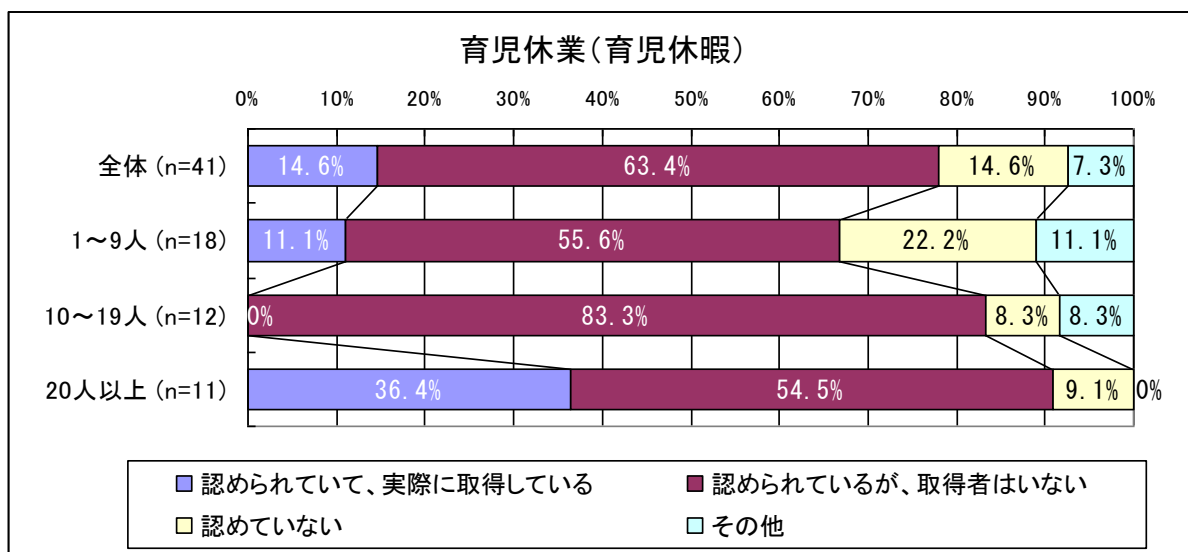
○育児休業（育児休暇）、介護休業は、「認められているが、取得者はいない」という事業所が多く、全体の6割（63.4%）を超えています。仕事と家庭の両立をはかり、女性も安心して就労できる社会づくりを行うためにも、育児休業制度を取得しやすい雇用環境にしていかなければなりません。



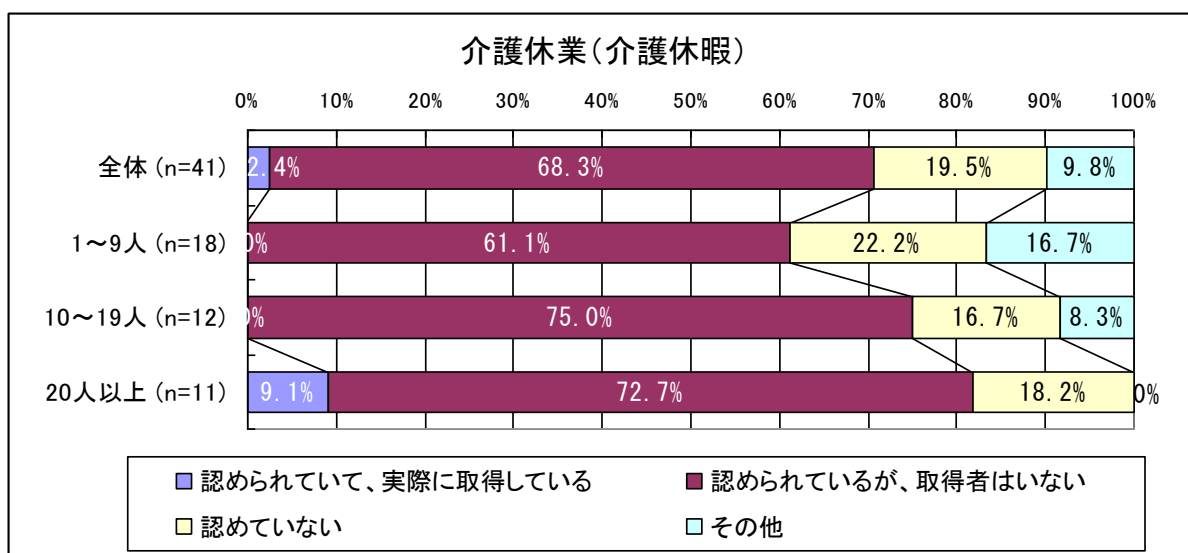
資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する法人アンケート調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する法人アンケート調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 女性の就業機会の拡大・推進

女性の就業機会を拡大・推進するため、関係機関と連携し、人材育成や起業のための学習機会の提供に努めます。

施策名	事業内容	担当
26 就業・雇用環境の整備	男女それぞれが個人として性差別を受けることなく、個々の能力が発揮できる機会を確保できるよう、就業・雇用環境の整備を推進します。	観光課
27 セミナーなどの情報提供	子育てや介護などにより離職した女性の再就職・起業などの相談窓口や、セミナーなど学習機会の情報提供に努めます。	地域政策課
28 職員のための雇用環境の整備	子を養育する職員の継続的な勤務を推進するため、育児休業制度、部分休業制度および早出遅出勤務などの雇用整備を図ります。また、職員が仕事と育児の両立ができるよう「子育てガイドブック」を活用し、制度の周知に努めます。	庶務課
29 地域の女性防火・防災リーダーの育成	近年、家庭や地域での防火対策の重要性が増す中、防火教育の実施や消火器などによる初期消火の指導、応急手当や避難誘導などの実践的な行動力を身につけることにより、家庭や地域の連携意識の高揚を図ります。また、女性の視点を生かした防火・防災リーダーの育成を推進します。	消防本部
30 保育内容の充実	町立保育園での延長保育を実施し、就労する女性の支援に努めます。	福祉課

② 多様な働き方に対応した人材育成などの支援

男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとり、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、各種制度や就労形態の普及を図ります。

施策名	事業内容	担当
31 育児・介護休業制度などの普及	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業制度などの普及を図ります。	観光課
32 多様な就労形態の普及	フレックスタイム制など仕事と家庭生活が両立しやすい各種制度や就労形態の普及を図ります。	観光課

33 各種相談などの 情報提供	多様な働き方ができるよう各種相談やセミナーなどの実施、就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練などの情報提供に努めます。	地域政策課
-----------------------	---	-------

③ 農林水産業および商工自営業に携わる女性への支援

農業や商工業などの自営業に携わる男女が共に快適に働くことができるよう、適切な労働時間や休日の確保など、就労環境の改善に向けた啓発活動を行います。

施策名	事業内容	担当
34 家族経営協定 ³ 作成の推進	農業者の経営改善計画の認定に際し、家族経営協定作成への支援および指導を行い、男女ともに意欲とやり甲斐を持って経営に参画し、魅力的な農業経営を行うことを推進します。また、働きやすい就業環境などについて感心を持つよう、情報提供や啓発に努めます。	農林水産課
35 農業者年金への 女性加入の 推進	女性に対する農業者年金の周知および加入を推進します。農業を積極的に担う女性を支援し、情報提供や啓発に努めます。	農林水産課
36 おかみの会への 支援	旅館協同組合に加入している旅館の女将さんたちで構成する「おかみの会」の活動を支援し、女性の活躍を応援します。おかみさんらの、女性ならではのさまざまなアイデアや観光案内事業を支援することで、湯河原温泉の観光経済の発展と振興に繋げていきます。	観光課
37 農協女性部への 支援	農業に従事している女性は産業の重要な担い手であり、地域の活性化に大きな役割を果たしております。女性農業者のエンパワーメントと、女性リーダーのネットワークづくりなどを支援します。	農林水産課
38 朝市開催の支 援	朝市開催の支援を行うことで、地場産業の発展と農林水産業の振興につなげます。	農林水産課

³ 家庭内で、就業時間や役割分担など農業経営や生活に関する取り決めに明文化すること

基本的課題Ⅲ

教育・学習・啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく理解し、思いやりと自立の意思を育むことが不可欠です。このような意識を養い育てるためには、学校、家庭、職場における教育・学習の果たす割合は非常に重要であり、それぞれの分野で男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

保育園や幼稚園、小学校では、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切です。

学校教育と共に、家庭や地域の中でみられる固定的な性別役割分担意識に基づいた考え方や慣行は、日常の生活を通じて子どもたちへと伝わります。将来の社会を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、男女共同参画の視点に立った社会環境づくりに力を入れていくことが求められています。



施策の基本的方向Ⅲ - 1 男女平等教育の推進

現状と課題

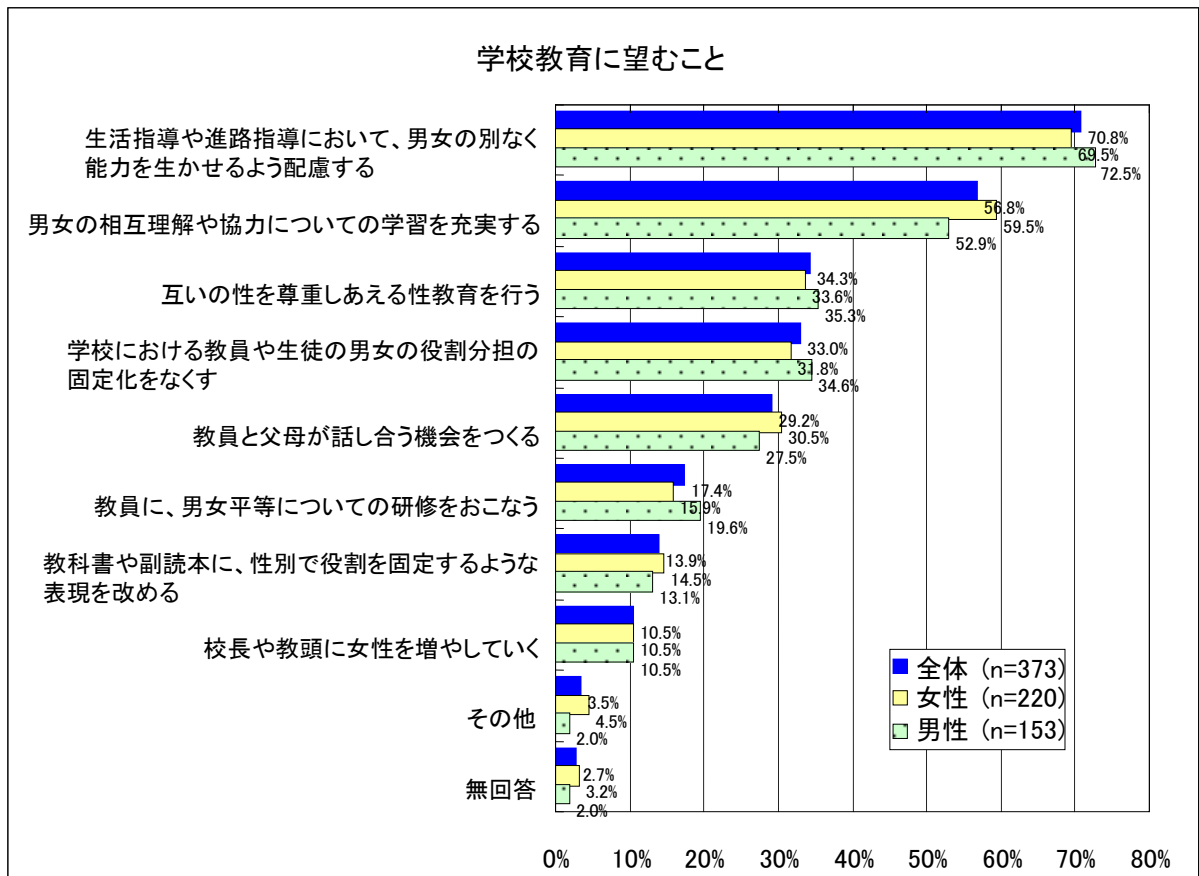
学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、自立の意識を育み、人権尊重に基づく男女平等観の形成を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、女性も男性も個性と能力を発揮できるよう、教育に携わる者への意識啓発に努めます。

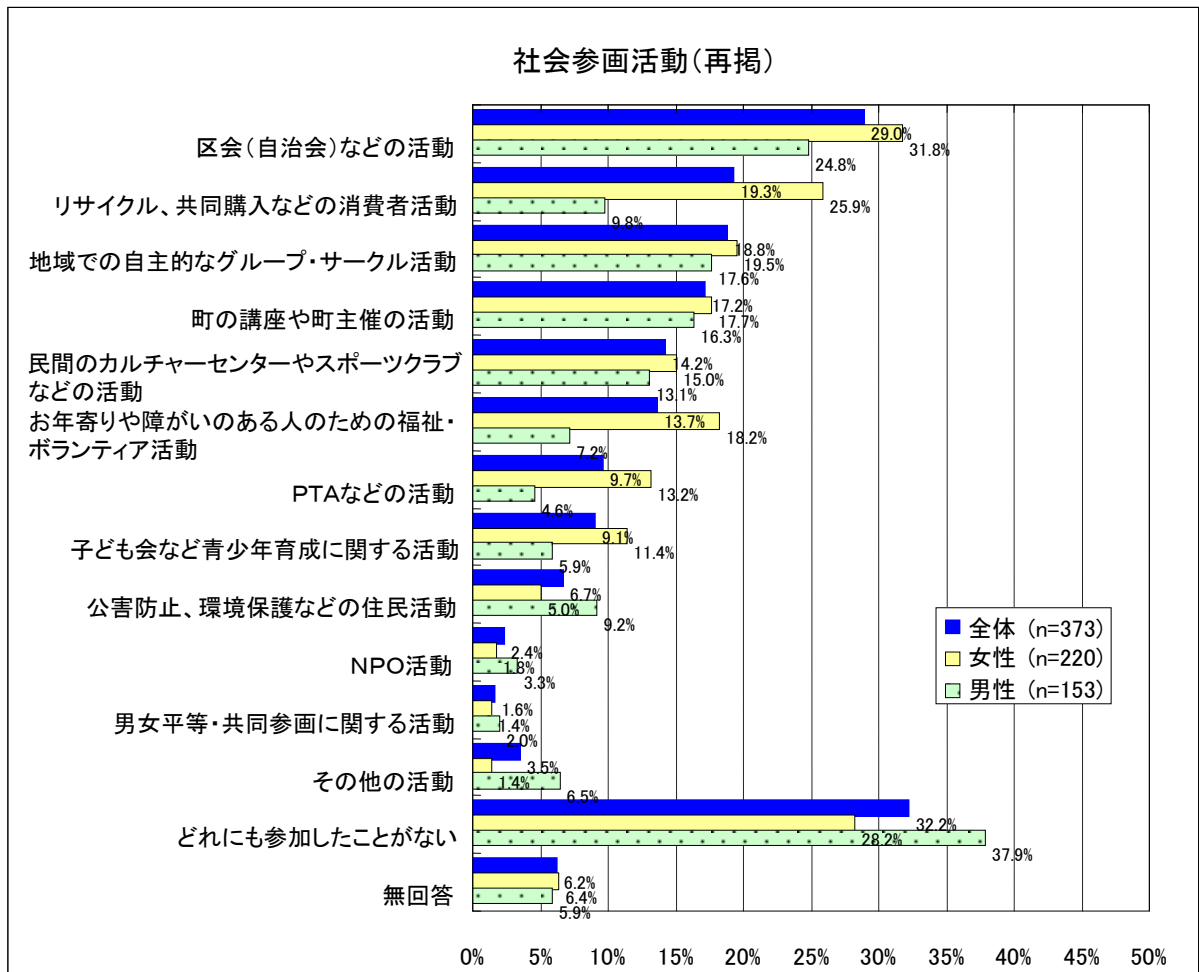
<町民意識調査>

○学校教育に望むことでは、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮すること」が全体では 7 割（70.8%）を超え、また、「男女の相互理解や協力についての学習を充実して欲しい」の意見も多く、教育の現場でも男女平等について学ぶことが求められています。

○学校教育だけでなく地域社会や家庭生活も、子どもたちの意識形成に大きな役割を担っています。しかし、社会参画活動の現状では、「男女平等・共同参画に関する活動」への参加は全体で 1.6%とまだまだ少なく、「どれにも参加したことがない」の回答が 32.2%と最も多くなっていることから、地域社会での取組が進んでいるとは言えません。今後は、学校内だけの教育にとどまらず、地域生活や家庭内で生涯にわたり学べるよう、男女共同参画の視点に立った環境の整備を行っていくことが大切です。



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 発達段階に応じた男女平等教育の推進

学校教育においては、あらゆる機会でも一人ひとりが性別にかかわらず個性や能力を発揮するとともに、思いやりと自立の意識を持って、子どもたちが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む、男女平等に関する教育の推進に努めます。

施策名	事業内容	担当
39 男女平等観に基づく教育・保育の推進	学校、幼稚園、保育園や塾などにおいて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに観点を置いた教育・保育活動を行います。	学校教育課 福祉課

40 発達段階に応じた性教育の指導	学校において、人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導を行います。	学校教育課
41 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ⁴ の考え方を含んだ性教育の実施	学校教育や社会教育において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方に基づき、女性が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを理解し、行使できるように性教育を実施します。	学校教育課 社会教育課 保健センター
42 道徳の時間における男女共同参画社会に向けた取組	小中学校では、道徳の時間を通して男女の理解と協力についての考えを深めたり、相手の人格を尊重する態度を養います。	学校教育課

② 教職員などへの男女平等教育研修の充実

人権問題について、広い知識と解決方を習得することを目指し、男女平等などの人権教育を推進するための研修を実施します。

施策名	事業内容	担当
43 教職員に対する人権研修会の実施	全教職員を対象とした人権研修会を開催し、人権問題について、広い知識と解決方の習得を図ります。	学校教育課
44 固定的な性別役割分担意識の是正に向けた取組	男女共同参画の視点に基づき、性別役割分担意識のない授業の展開に取り組みます。	学校教育課

⁴ 広義では、性と生殖に関する健康と権利。妊娠・出産・避妊などについて女性自らが決定権を持っているとの考え

③ 家庭・地域における男女共同参画への啓発学習

町民のもとに職員が出向き、男女共同参画に関する知識や理解を深めてもらうことを目的に啓発活動を実施します。

施策名	事業内容	担当
45 生涯にわたる 学習機会の充 実	各種講演会、講座、教室などにおいて、男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、一時保育の実施など受講環境の充実に努めます。	社会教育課
46 学習活動を支 援する指導者 の養成	研修などを通じて男女共同参画の視点を持った指導者の養成に努めます。	社会教育課
47 学習グループ の育成・活動 支援	学習グループへ情報提供などの活動支援を行うとともに、グループなどのネットワークづくりを推進します。	社会教育課
48 出前講座の実 施	男女共同参画への考え方や必要性の理解を深めることを目的に、町民の依頼先へ職員が出向き講座を実施します。	秘書広報室 地域政策課

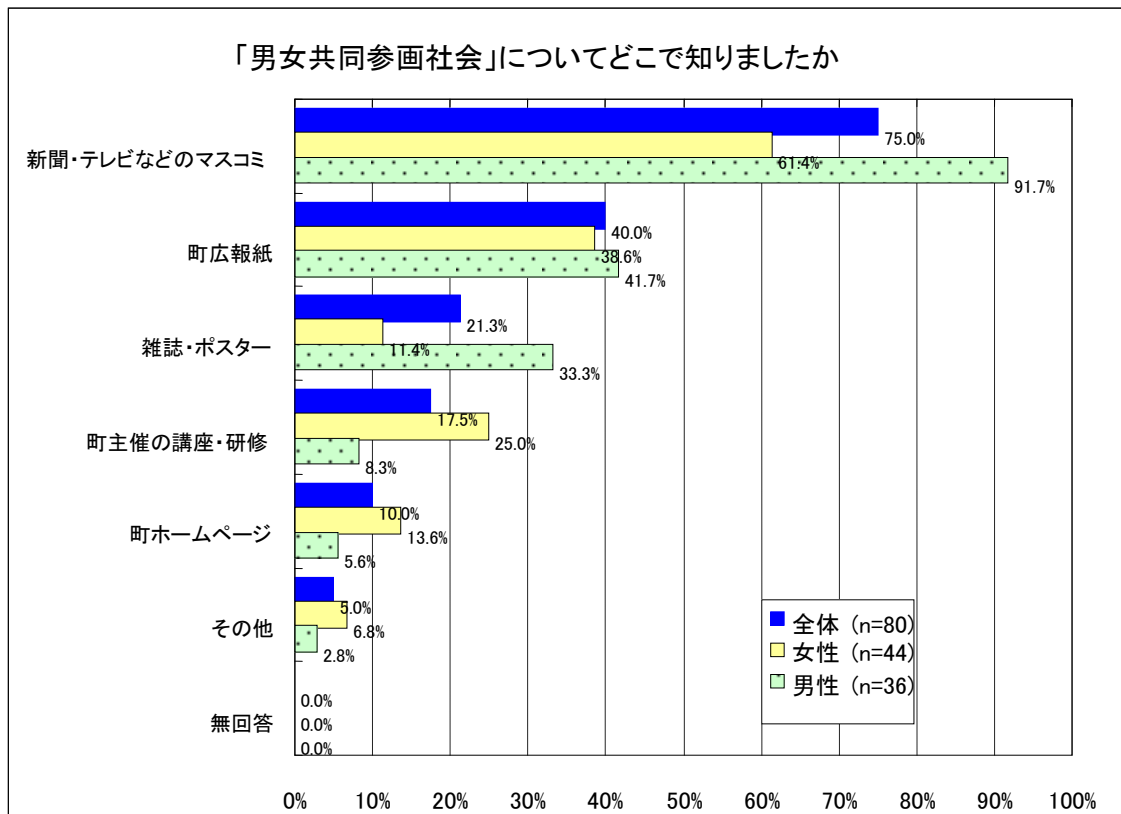
施策の基本的方向Ⅲ-2 男女共同参画に関する情報の収集・提供

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を持つことが大切です。男女共同参画の理念についての正しい理解を進めていくため関係機関と連携・協働し、情報提供や意識啓発の取組を進めます。

＜町民意識調査＞

○近年、私たちは新聞、図書、テレビなどに加え、インターネットなどの高度情報化の急激な発達により、多くの情報を入手することが可能となっています。実際に意識調査では、男女共同参画について知った媒体として、新聞、テレビなどマスコミからの情報収集が主なものとなっています。また、発信されている情報が多くあふれていて、男女平等に対し間違えた情報や非難するような表現も多く見られます。この情報を正しく選択し読み解けるよう自分たちの能力を向上させることも必要となっています。



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的な方向

① メディアからの情報収集および提供

男女共同参画に関する資料を収集し提供します。「人権パネル展」など関連の催し物がある際、資料を展示し啓発活動を行います。

施策名	事業内容	担当
49 メディアを正しく読み解く力の育成	メディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うための学習機会を提供します。	社会教育課
50 高度情報通信ネットワーク社会に対応した取組	携帯電話やインターネットなどを利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、高度情報通信ネットワーク社会に対応した安全教育に取り組みます。	地域政策課

51 男女共同参画に関する資料の収集および提供	男女共同参画に関する資料を収集し提供します。	図書館
----------------------------	------------------------	-----

② 町広報およびホームページなどからの情報提供

町の広報紙・ホームページや町民に提供する刊行物などについて、人権や男女共同参画に対する認識を深め、社会的・文化的に形成されたジェンダー⁵に敏感な視点を持ち、配慮を欠いた表現を防ぎ、適切な表現をするよう努めます。

施策名	事業内容	担当
52 男女共同参画に配慮した刊行物の作成	町の広報や町民に提供する刊行物などについて、人権や男女共同参画の視点に対し、認識を深め、社会的・文化的に形成されたジェンダーに敏感な視点を持ち、適切な表現に努めます。	秘書広報室 地域政策課
53 町の発行物などにおける性差別につながる表現の再点検	町が発行したパンフレット・チラシや庁内に掲示するポスターなどに性差別につながる表現がないかを再点検し、不適当なものについては是正します。	地域政策課
54 町広報紙で男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関するさまざまな問題点を提起し、その解決に向けた情報提供を行います。	地域政策課
55 町ホームページによる男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関するホームページを開設し、さまざまな関連情報の提供を行います。	地域政策課

⁵ 「男らしく」「女らしく」といった社会的、文化的に作られた性差

基本的課題Ⅳ

身体と性に関する女性の人権の確立

男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提です。特に、妊娠・出産を経験する可能性のある女性は、生涯の各時期において、さまざまな健康上の問題があり、健康管理の充実などの啓発が必要と考えられます。こうした点を踏まえ、女性自らの意思で心身の健康を選択し、守ることができるよう女性の生涯にわたる健康を確立していくことが必要です。

また、女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要です。また、被害者の心身の回復に配慮するとともに、相談しやすい環境の整備や関係機関との連携を推進するなど、女性に対する暴力を防止するための体制整備が必要です。



施策の基本的方向Ⅳ-1 生涯にわたる女性の健康保持対策の推進

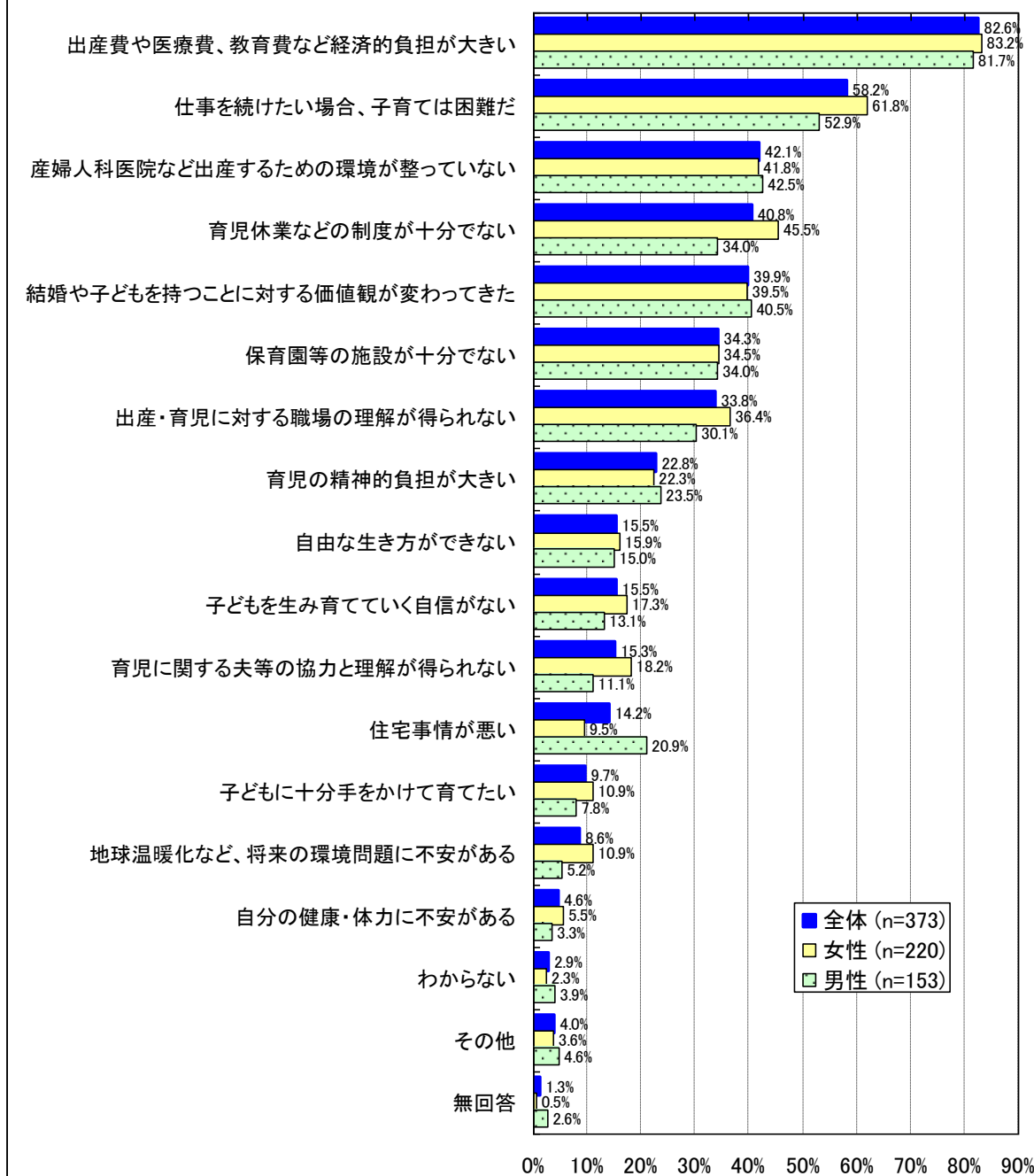
現状と課題

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立することが大切です。特に女性については、生涯の各時期に対応した健康管理の充実が図れるよう対策を推進します。

<町民意識調査>

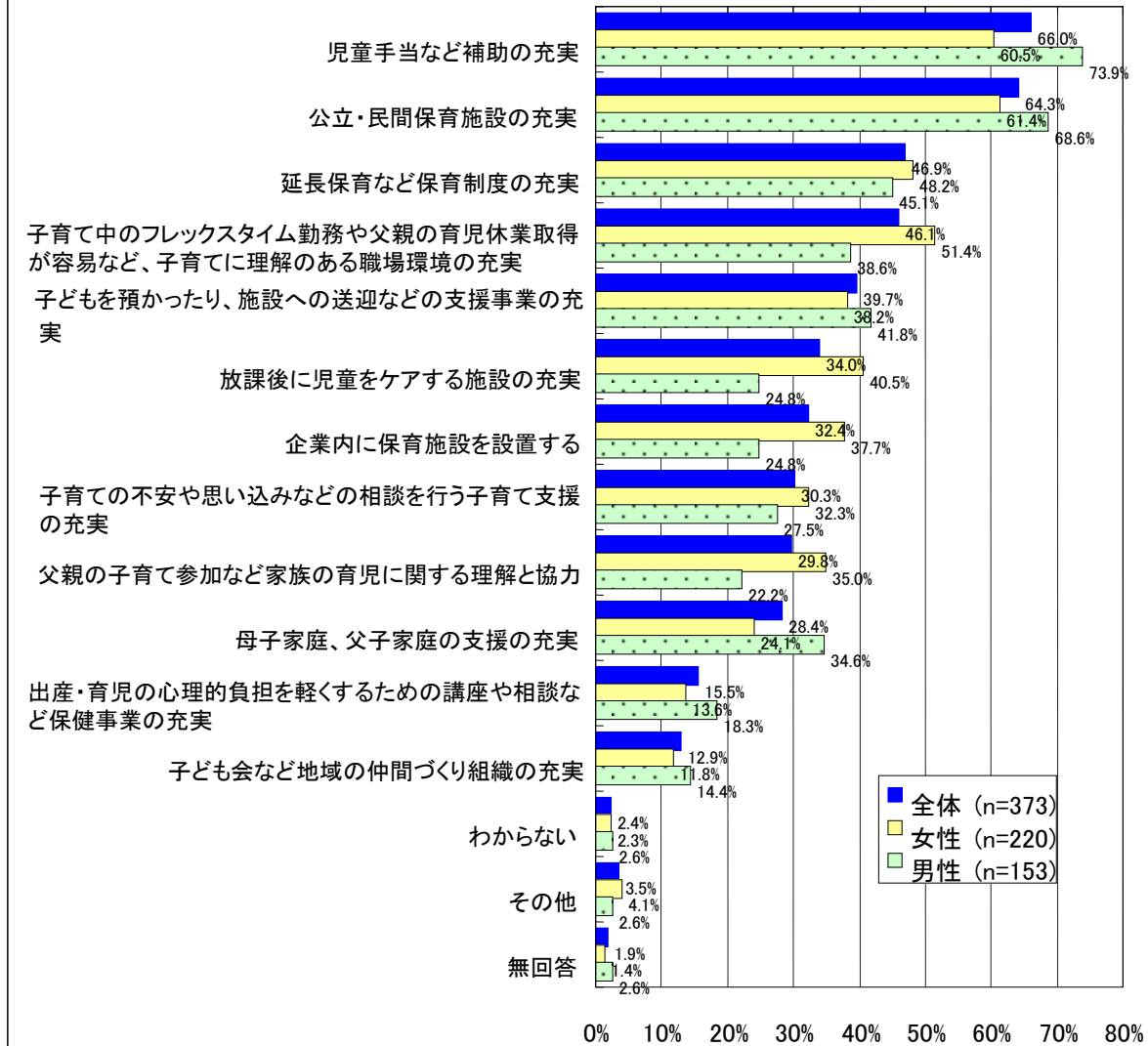
○出生率の低下の要因では、「出産費や医療費、教育費などの経済的負担が大きい」と回答した人は全体で8割（82.6%）を超えています（複数回答）。また、「仕事を続けたい場合、子育ては困難だ」と回答した人も全体で約6割（58.2%）になります。そこで、子育てと仕事を両立させるためには、育児休暇や保育制度の拡充だけでなく、就労、生活相談などを充実させ、女性が働きながら安心して子育てを行うことのできる環境づくりが必要となっていると考えられます。

出生率の低下の要因



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

安心して子育てするには



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 食育の推進

湯河原・箱根・真鶴町の3町の共催で養成講座を開催し、栄養士による講義や調理実習、健康運動指導士による運動指導など、栄養の基礎から、年代別・病態別の栄養などを学びます。

施策名	事業内容	担当
56 保育園・学校給食を通しての食育の推進	保育園・学校給食において、食の安全に向けた取組を推進するとともに、栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣の確立を図り、また、アレルギー疾患児などの食事に配慮します。	福祉課 学校教育課
57 湯河原町食生活改善推進員養成講座	湯河原・箱根・真鶴町の3町共催で養成講座を開催します。栄養士による講義や調理実習、健康運動指導士による運動指導など、栄養の基礎から、年代別・病態別の栄養などについて学びます。修了後は、食生活改善推進員としての活動を奨励します。	保健センター

② 母子保健事業の充実

妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減するため、栄養士、助産師による健康診断などを行います。また、親子関係について、親子の心の状態の観察や会話をしながら、安心できる交流の場をつくります。

施策名	事業内容	担当
58 女性への健康診査などを実施	就業していない女性は、就業している男性・女性に比べ定期的な健康診査の受診率が低くなっています。そこで、女性の健康保持対策として、健康診査や各種がん検診を実施します。	保健センター
59 女性への健康相談窓口を設置	女性の定期的な健康診査の受診率は低くなっています。そこで、女性の健康保持対策として、健康相談の窓口を開設します。同時に、健康に関する教育も実施します。	保健センター
60 働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いが起らないよう、啓発を行います。	保健センター
61 育児相談の実施	育児の不安の軽減を図ることを中心に、保健師・栄養士・助産師で月1回相談会を実施します。	保健センター
62 乳幼児健康診査全般	母子保健法に基づき、乳幼児の健やかな発育、発達を促すための一助として、健康診査を実施します。また、湯河原町では、幼児のう歯保有率が高いため、歯科検診も定期的に実施しています。	保健センター

③ 性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上

関係機関と連携し、思春期・更年期・高齢期における女性の健康相談などの充実を図ります。

妊娠中の生活を心身ともに健康に過ごすことができるように、出産・育児・栄養に関することなど具体的知識の普及を図り、また、育児不安などの解消・軽減を図ることにより、地域での孤立化を防ぎます。家族計画などについては、小冊子を配布し知識の普及を図り、また、父親の参加も促します。

施策名	事業内容	担当
63 思春期保健対策事業の実施	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、分かりやすい啓発や情報の提供などを行います。	保健センター
64 妊娠出産に関しての自己決定権の尊重やライフスタイルの多様性への理解の促進	女性が母性に縛られることなく、また出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関しての女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性への理解の促進を図ります。	保健センター
65 互いの違いを認め合う生き方の土壌づくりの推進	セクシュアル・マイノリティ ⁶ の人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重するとともに、性のあり方が中立になるよう配慮した上で施策を検討します。	地域政策課
66 女性の健康相談の充実	思春期・更年期・高齢期における女性の健康相談の充実を図ります。	保健センター
67 マタニティクラス（妊婦講座）の実施	妊娠中の生活を心身ともに健康に過ごすことができるよう、また、地域での孤立化を防ぐための研修や講座などを実施します。家族計画などについて冊子を配布し、知識の普及に努めます。	保健センター

⁶ 性的な指向や嗜好、行動や性自認などにおける少数派のこと。

施策の基本的方向Ⅳ-2 配偶者などによる暴力に対する総合対策の推進

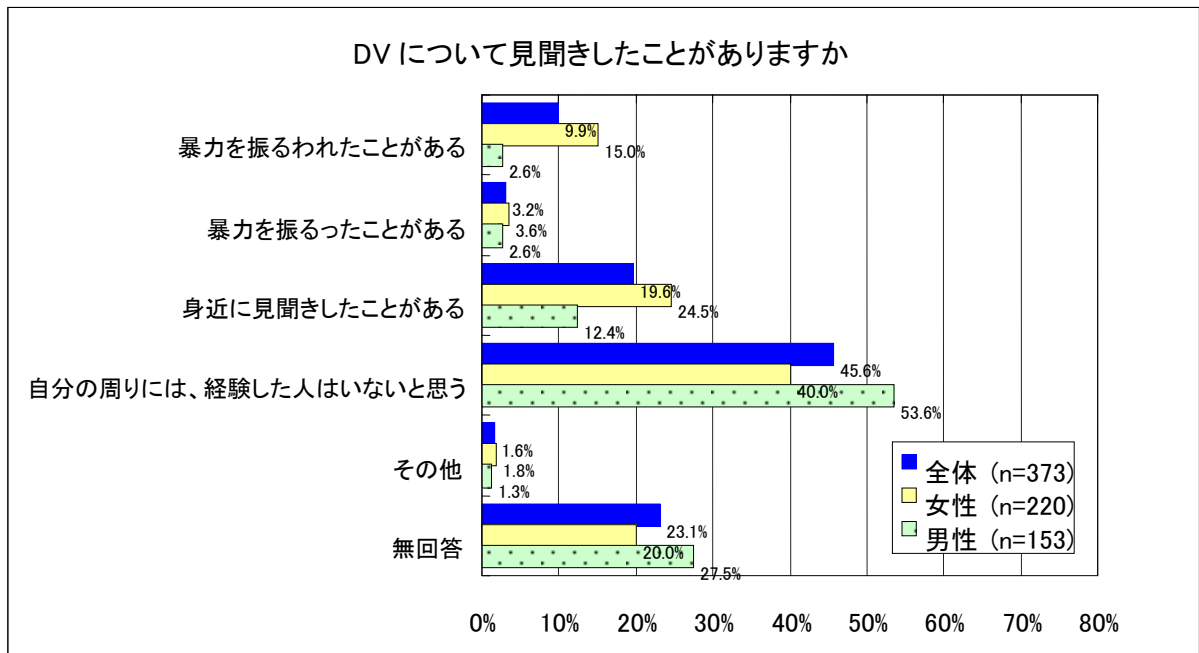
現状と課題

親しい関係にある配偶者などからの暴力は、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすいものですが、どのような関係であっても、暴力は重大な人権侵害です。暴力問題は、身体だけでなく心も傷つき生活にも影響を与えます。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めていくために暴力を容認しない社会の実現をめざします。また、関係機関との連携を図りながら、被害者が相談しやすい環境の整備を行います。

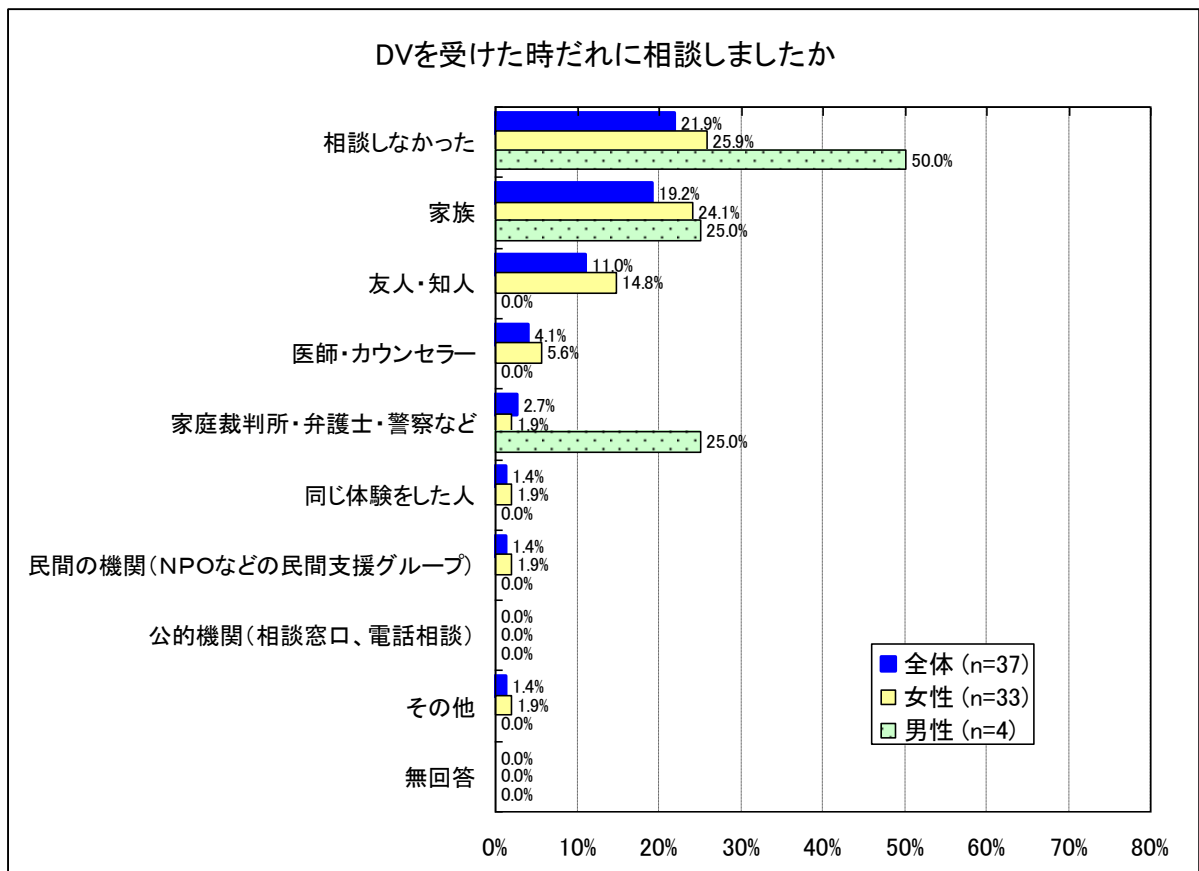
<町民意識調査>

○DVについて見聞きしたことがありますか、の問いでは、「自分の周りには、経験した人がいないと思う」との回答が全体で45.6%と半数近く寄せられていますが、DVを受けた時誰に相談しましたか、の問いでは、「相談しなかった」が多く、公共の相談所や友人へ相談をする事に抵抗があることがうかがえます。また、相談しなかった理由では「相談しても無駄だと思った」との回答が多く、自分だけが我慢をすれば良いなどといった考えから、一般的に表面化しづらくなっている傾向があると言えます。

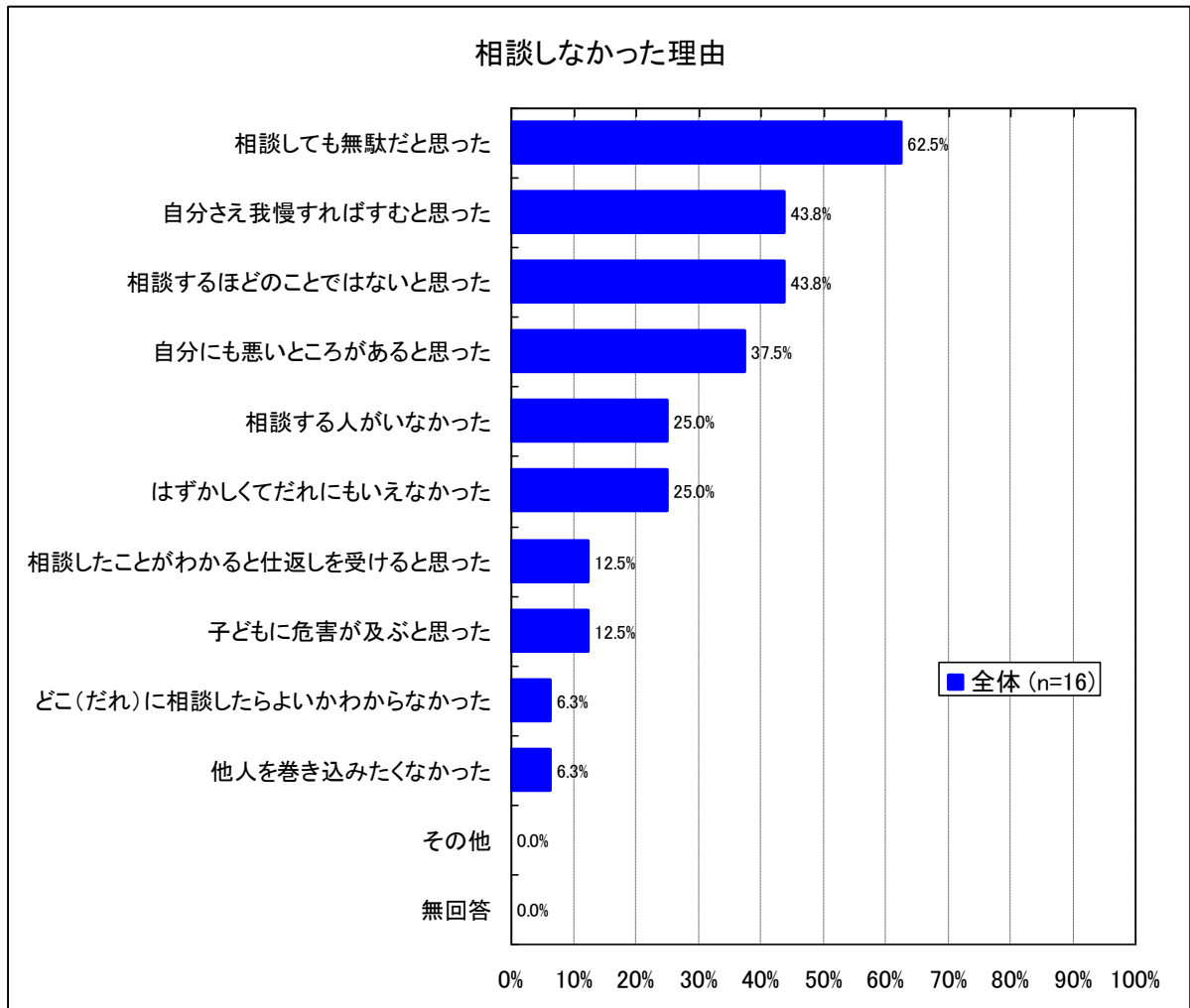
○DVを防ぐためには、「法律や制度を強化する」、「カウンセリング・相談機関の充実」の回答が多くなっています。そこで、DV防止の啓発とともに、被害者へのカウンセリング、相談機関の充実と支援を行っていく必要があります。また、近年、DVは女性だけではなく児童虐待として子どもにも向けられることが問題となってきています。今後は、各関係機関との連携を図りながら、防止に向けた取組を行っていく必要があります。



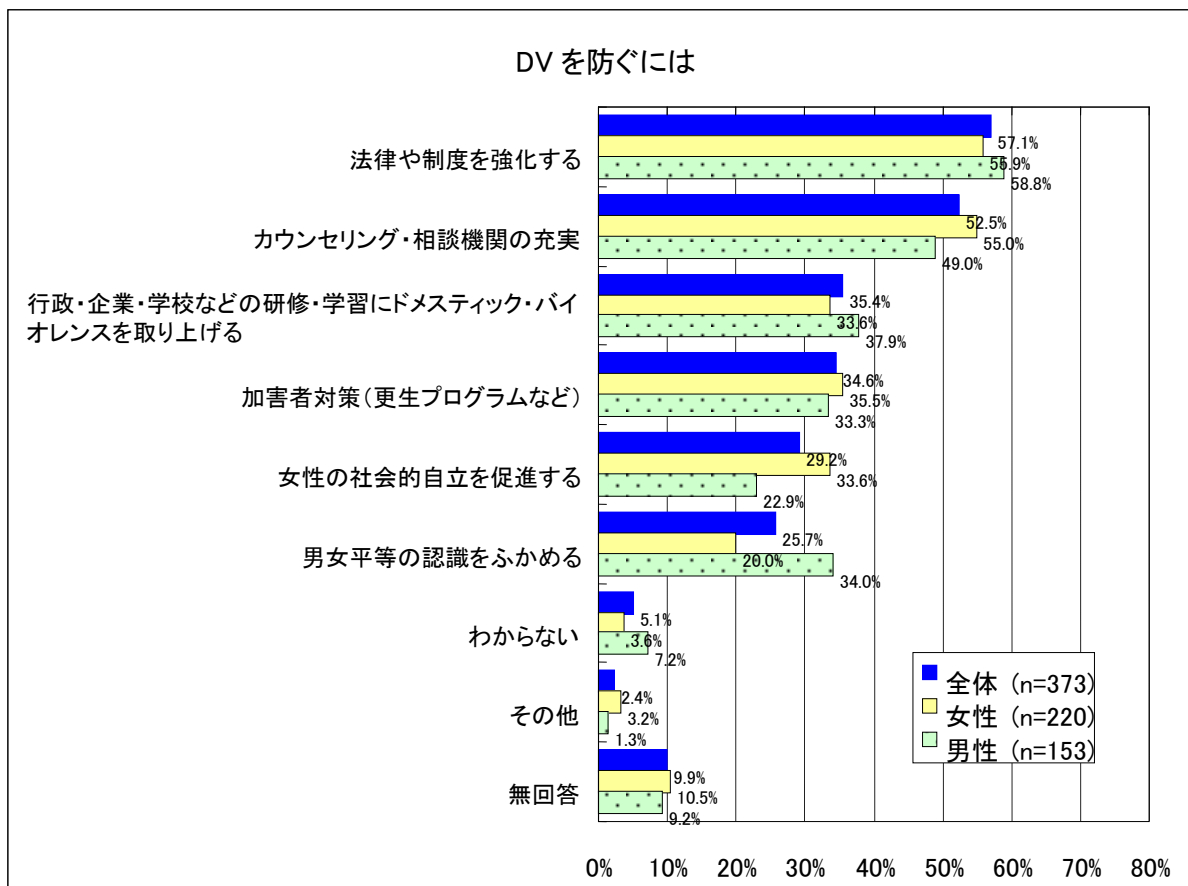
資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

- ① 配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護体制の充実強化
 県や関係機関と連携しながら、配偶者などからの暴力被害者への相談や保護、自立に向けた支援の充実を図ります。

施策名	事業内容	担当
68 DV相談窓口の充実	配偶者などからの暴力の被害者相談窓口として、関係機関と連携をとり相談体制を構築します。 関係機関からの被害者支援に関する情報などを周知します。	地域政策課
69 緊急一時保護体制の充実	暴力による被害女性の救済に備え、民間活動団体と協定し緊急時に備えます。	地域政策課

70 包括的支援事業（権利擁護）	成年後見人制度の活用推進、老人福祉施設などへの措置支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。	介護課 住民課
---------------------	---	------------

② 児童に対する虐待防止対策の推進

児童虐待はDVとの関連が深いことから、関係機関との連携を図り、適切な対応に努めます。

施策名	事業内容	担当
71 学校と教育委員会との連携強化	学校内における児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、学校と教育委員会が一体となって取り組みます。	学校教育課
72 警察などとの連携、地域安全集会の実施	登下校時の性犯罪など、子どもが被害者となる性暴力を防止するため、警察などと連携し、地域安全情報を家庭、PTAなどへ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	学校教育課 地域政策課
73 家庭と地域との連携強化	児童虐待は性別役割分担を背景として、男性の育児への不参加やDVとも深くかかわっていることから、家庭内の問題に留めることなく、地域と連携して、予防と発見のための相談機能の充実や啓発などに取り組みます。	地域政策課 福祉課 保健センター 学校教育課
74 子どもへの暴力防止プログラムによる講習会などの実施	暴力の犠牲になることを防止するための適切な力を子ども自身が身につけられるよう、児童・生徒や保護者、教育関係者を対象に講習会などを実施します。	学校教育課
75 児童相談の充実	児童虐待の未然防止、再発防止対策を確立するため、関係機関と連携をとりながら児童相談の充実に努めます。また、青少年相談室との連携により、子どもの自立に至るまで、それぞれの生活に応じた切れ目のない支援を行います。	福祉課 保健センター 学校教育課 社会教育課

基本的課題Ⅴ

男女共同参画社会のまちづくり

近年、地域社会の重要性が再認識され、防犯や福祉、教育など多くの分野において地域の力が一層求められています。その地域の意思決定の場に多様な視点を取り込む必要性も生じていることから、女性の参画が進んでいくことが望まれます。男女が個性と能力を発揮してさまざまな活動に参画していけるよう社会環境整備を進め、社会的慣習などを男女共同参画の視点から見直し、地域における男女共同参画のまちづくりを推進していきます。



施策の基本的方向Ⅴ-1 育児・介護の支援

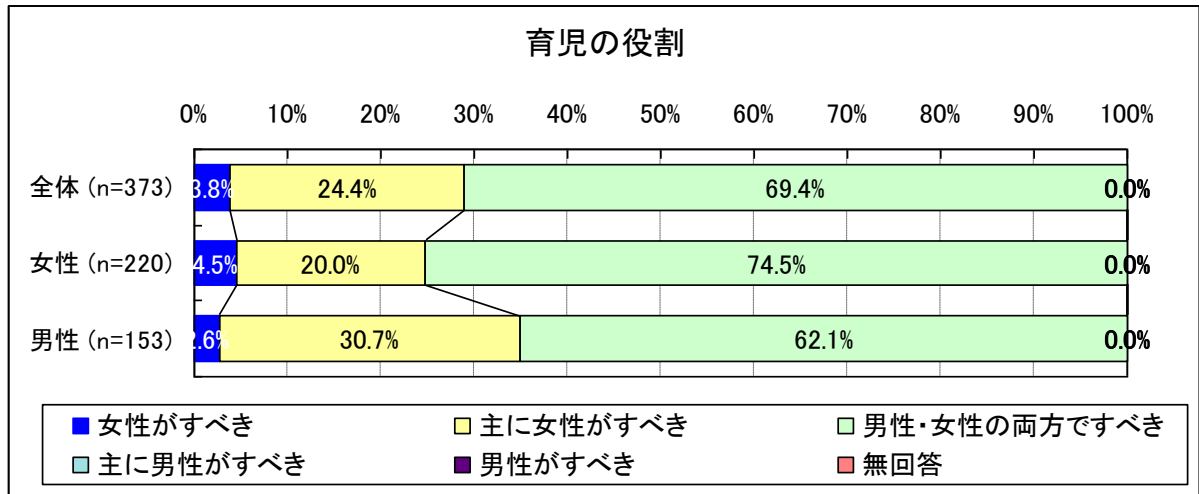
現状と課題

少子高齢化が進行する中で、男女が安心して子どもを産み育て、家族として責任を果たせるよう、仕事と家事、育児や介護などとの両立を支援する取組を行います。

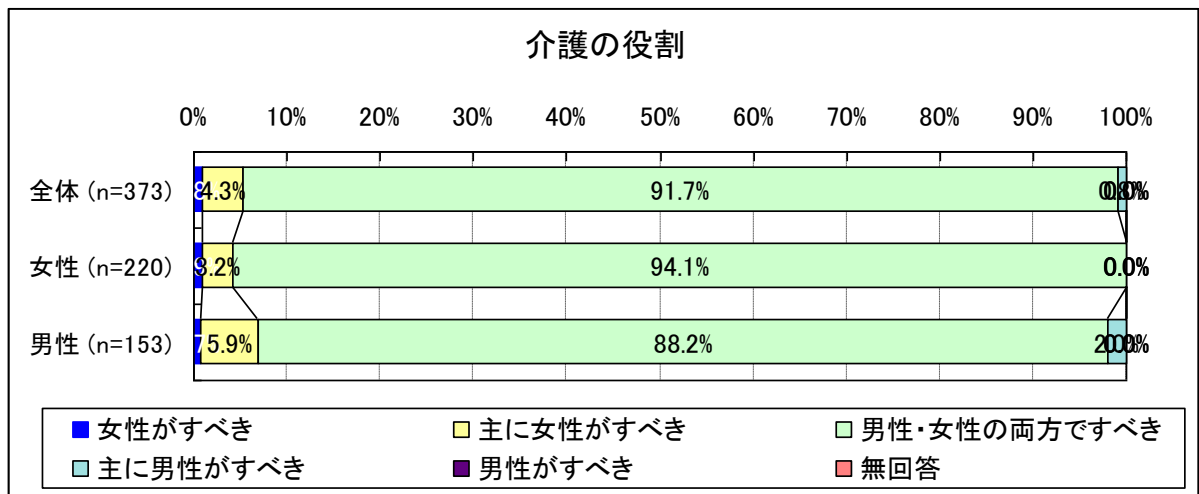
＜町民意識調査＞

○育児や介護は、性別により役割を分担するのではなく「男女の両方すべき」という意見が多くなっています。特に介護では、全体で約9割（91.7%）の方が「男女の両方すべき」という意見でした。このことから、男性が育児や介護に参加しやすい社会環境の整備や、育児や介護において男女の役割分担をしない意識改革を行っていく必要があります。

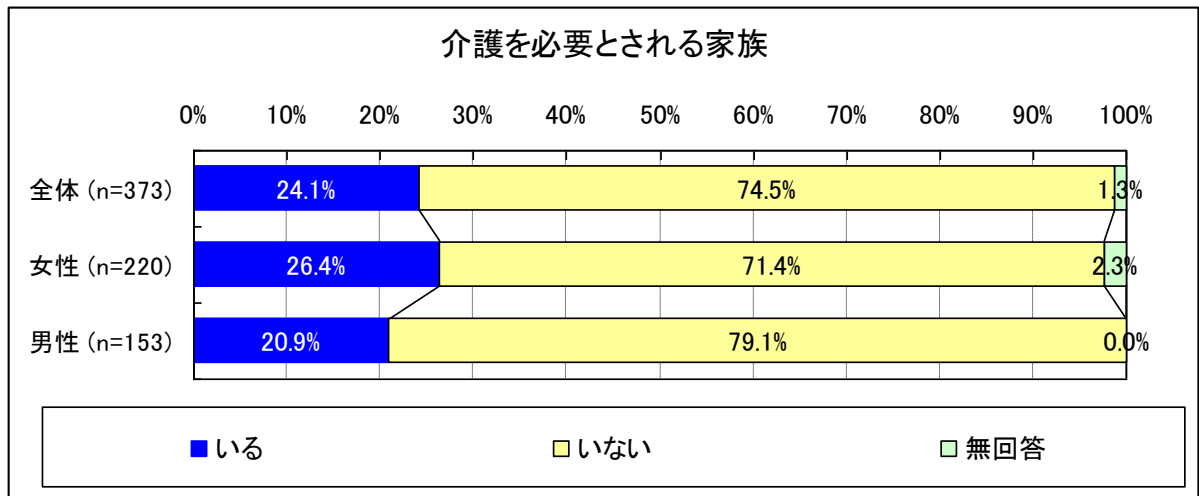
○介護を必要とされる家族がいる世帯が多くなるなかで、介護負担を軽減するために、「デイサービスやショートステイなど一時的に預かってくれるサービス」、「介護している人への経済的支援」、「公的施設の老人ホームやグループホームの充実」、「介護保険制度の充実」などが求められています。そのためには、国、県、市町村および民間事業所が一体となって長期的な視野に立った支援を充実させていかなくてはなりません。一方、「困ったとき、いつでも利用できる相談窓口」、「介護技術の習得ができる講座などの開催」など町単独で行える施策にも力を注いでいくことが重要になります。



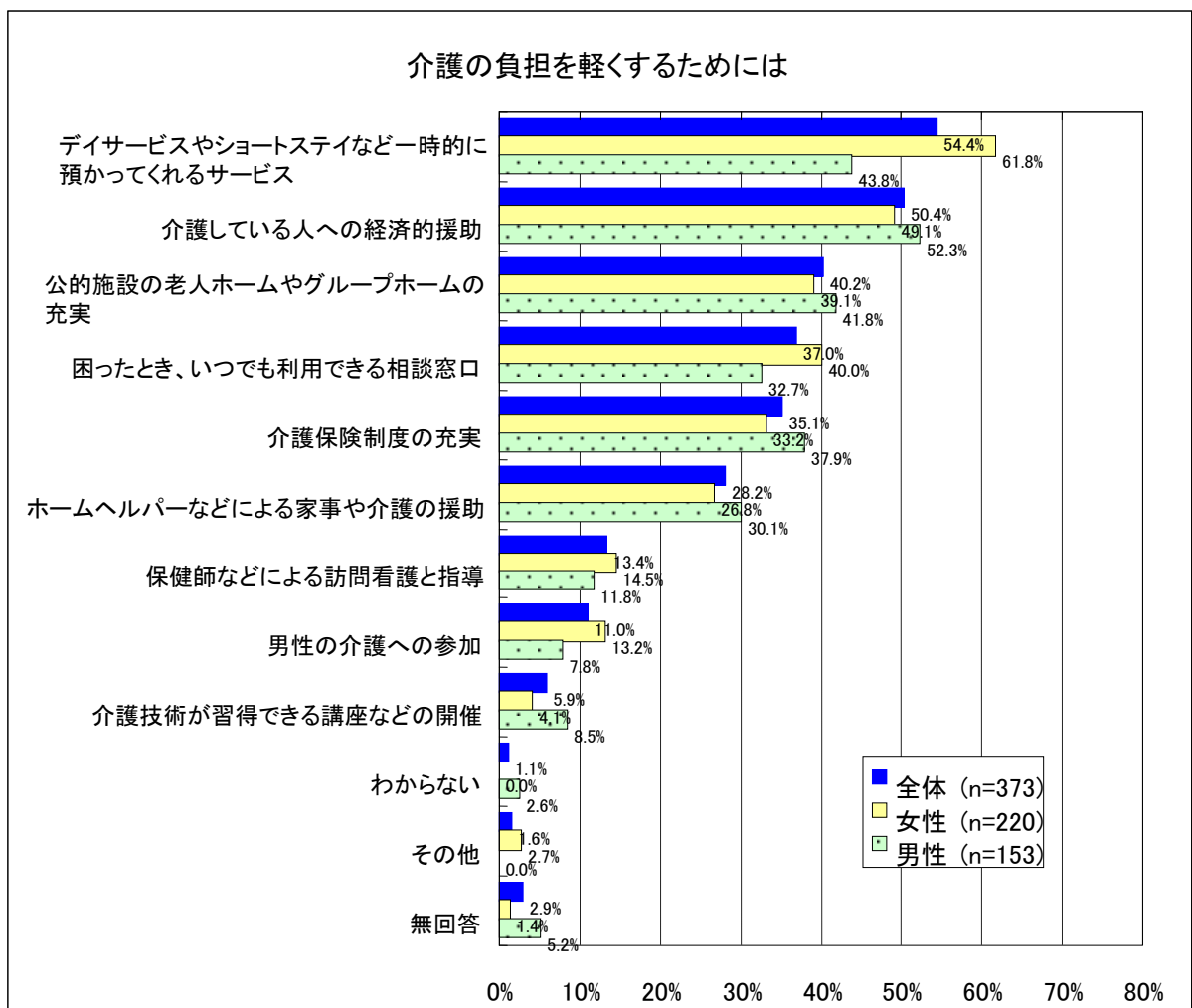
資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 延長保育・学童保育などの充実

町民・地域と協働し、子どもの健やかな成長に向けて、安心して子育てができる環境の整備を進めていきます。

施策名	事業内容	担当
76 乳幼児の一時保育	子育て中の親が安心して講座などに参加できるように、受講者の乳幼児を一時保育します。	社会教育課
77 放課後児童の健全育成事業	共働きの家庭など留守家庭の小学1年生から3年生の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活をととして、その健全な育成を図ります。	社会教育課
78 幼稚園の子育て支援事業	母の就労や病院への通院の用事がある時に、母親が安心して仕事や社会活動ができるように、子育て支援の一環として、預かり保育を実施します。	学校教育課
79 保育内容の充実	0歳児からの乳児保育を実施するとともに、パートタイム就労など女性の就労形態の多様化に伴う延長的な保育や保護者の傷病などによる緊急時などの保育の需要に対応するため、一時保育事業を実施します。	福祉課
80 子育て支援につながる公共施設の整備	子どもたちを安心して遊ばせることができる公園などの整備や、公共施設における保育室、ベビーベッドなどの設置に努めます。	都市計画課 庶務課

② ひとり親家庭への支援の充実

子育ての経済的不安の解消を図り、社会的自立の推進を支援します。

施策名	事業内容	担当
81 ひとり親家庭医療費助成の実施	町内在住の母子・父子家庭などの児童が、保険取扱機関でかかった医療費の自己負担分を助成し、子育てを支援します。	福祉課

82 母子家庭自立 支援事業	母子家庭の母親の自立を支援するとともに、児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。	福祉課
----------------------	--	-----

③ 介護負担の軽減のための福祉サービスの充実

高齢化社会が到来し介護への負担が高まっている中、特に、女性に負担が偏ることが懸念されています。そこで、介護にかかわる不安の解消や負担を軽減していくため、介護保険制度の円滑な運営や多様な福祉サービスの充実など、地域全体で介護支援に努めます。

施策名	事業内容	担当
83 包括的支援事業（総合相談支援）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげるなどの支援を行います。	介護課
84 ホームヘルパー2級受講支援事業	ホームヘルパー2級を受講する在住在勤者を対象に、受講料の一部を助成し、在宅介護サービスの充実を図ります。	介護課
85 高齢者世帯などへの一般廃棄物戸別収集運搬事業	町の指定する集積所まで、一般廃棄物を自力搬出することが著しく困難な高齢者世帯などに対し、戸別収集運搬を実施します。	環境課
86 介護予防教室の開催	基本健康診査の受診結果などから、要支援・要介護になるおそれがある方（特定高齢者）を対象に介護予防教室を開催します。	介護課

施策の基本的方向Ⅴ-2 高齢者・障がい者に対する支援

現状と課題

高齢者・障がい者を地域社会で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者・障がい者の安全・安心を確保し、あわせて年齢や障がいの有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会をめざします。

施策の具体的方向

① 高齢者の社会参画に対する支援

高齢者が健康で充実した生活を送ることができ、住み慣れた地域で安心して生活ができる社会の実現を進めていきます。

施策名	事業内容	担当
87 都市公園などのバリアフリー化の推進	高齢者・障がい者に対する支援として、都市公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。	都市計画課
88 グループリビング運営事業	高齢者の閉じこもり予防のため、介護保険のサービスを利用していない高齢者を対象に、地域で交流する機会などを提供し、社会参画活動を推進します。	介護課
89 老人クラブへの支援	高齢者自身のネットワークづくりを支援することで、社会参画活動を推進します。	介護課
90 生きがい事業団への支援	健康で働く意欲のある高齢者の知識や経験を生かし、働くことを通じて生きがいを見出すことや、地域社会への貢献を支援し、社会参画活動を推進します。	介護課

② 障がい者に対する自立支援

障がい者自立支援法が全面施行され、「施設から地域へ」、「保護から自立へ」に向けた支援を進めていきます。

施策名	事業内容	担当
91 障がい者自立 支 援 給 付 事 業・地域生活 支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送り、積極的に社会へ参加することができるよう、障がい者の特性や程度・年齢に応じて、その生活を支えるための支援をします。	福祉課
92 外国籍町民な どへの福祉給 付金助成事業	公的年金を受給することができない外国籍の町民のうち高齢者・障がい者などに福祉的給付を行います。	福祉課
93 たんぽぽ作業 所への支援	町内在住の障がいがある方に、創作・生産活動の提供や社会参加の推進、相談支援など総合的支援を行います。	福祉課

施策の基本的方向Ⅴ-3 男女が共に参画するまちづくりの推進

現状と課題

社会情勢の変化などから、家族構成、男女の価値観や生活様式も多様化しています。そこで、家庭においても家事・育児・介護などへの固定的な性別役割分担意識を是正することが重要となっていると考えられます。

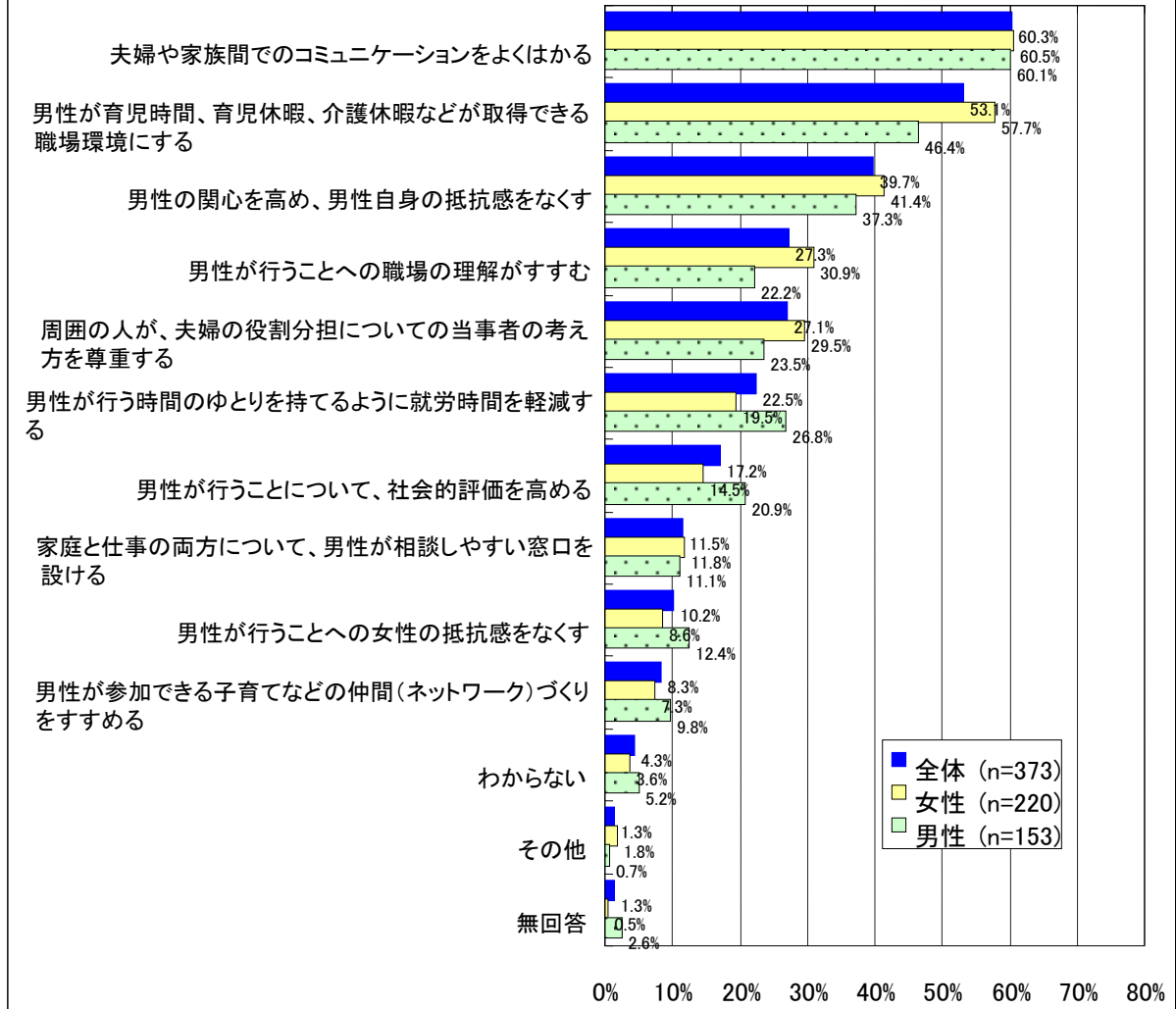
<町民意識調査>

○男性が家事・育児・介護を積極的に行うためには、「男性が育児時間、育児休暇、介護休暇などが取得できる職場環境にする」、「男性が行う時間のゆとりを持てるように就労時間を軽減する」などの職場環境の変化が必要とされています。また、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」、「男性の関心を高め、男性自身の抵抗感をなくす」、「男性が行うことへの職場の理解がすすむ」などの意識改革も重要な要因になります。

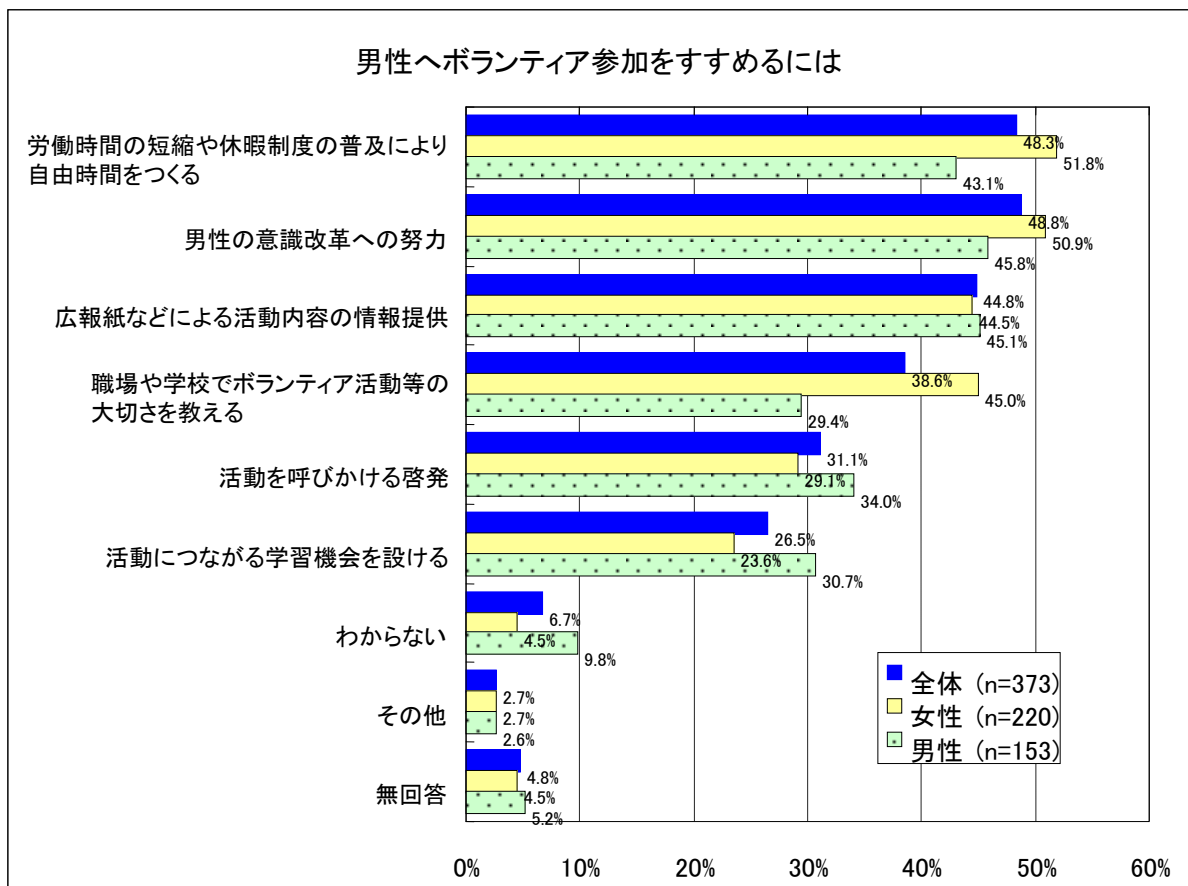
○男性が地域社会に参画する一つの例としてボランティア活動があります。この活動に参加をするためには、家事・育児・介護と同様に、「就労時間の短縮や休暇制度の普及により自由時間をつくる」などの職場環境と「男性の意識改革への努力」などが求められているほか、「広報紙などによる活動内容の情報提供」、「活動を呼びかける啓発」、「活動につながる学習機会を設ける」なども多くなっています。

○男性が家事・育児・介護など含め社会活動に参加するためには、職場における環境整備だけでなく、男性自身の社会参加への意識改革と行政からの情報提供が必要です。

男性が家事、育児、介護を積極的に行っていくには



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 男性の家庭・地域活動などへの参画の推進

施策名	事業内容	担当
94 育児・介護休業制度などの普及	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、育児・介護休業制度などの普及を図ります。	観光課
95 家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動	男女が共に家族の一員としての責任を持ち、家事・育児・介護などを担うことができるよう、啓発活動を行います。	地域政策課 保健センター

96 男性の家事・ 育児・介護な どに関する学 習機会の提供	男性の家庭生活への参画を推進するため、家事・育児・介護などについての学習機会を提供します。	地域政策課 保健センター
97 ボランティア 育成講座	ボランティアの育成を行う講座を開催し、男性の積極的な社会参加を促します。	地域政策課
98 男の料理教室 開催事業	男性の料理教室を開催し、家庭での炊事や料理への参加を推進します。	保健センター

施策の基本的方向Ⅴ-4 意識啓発の推進

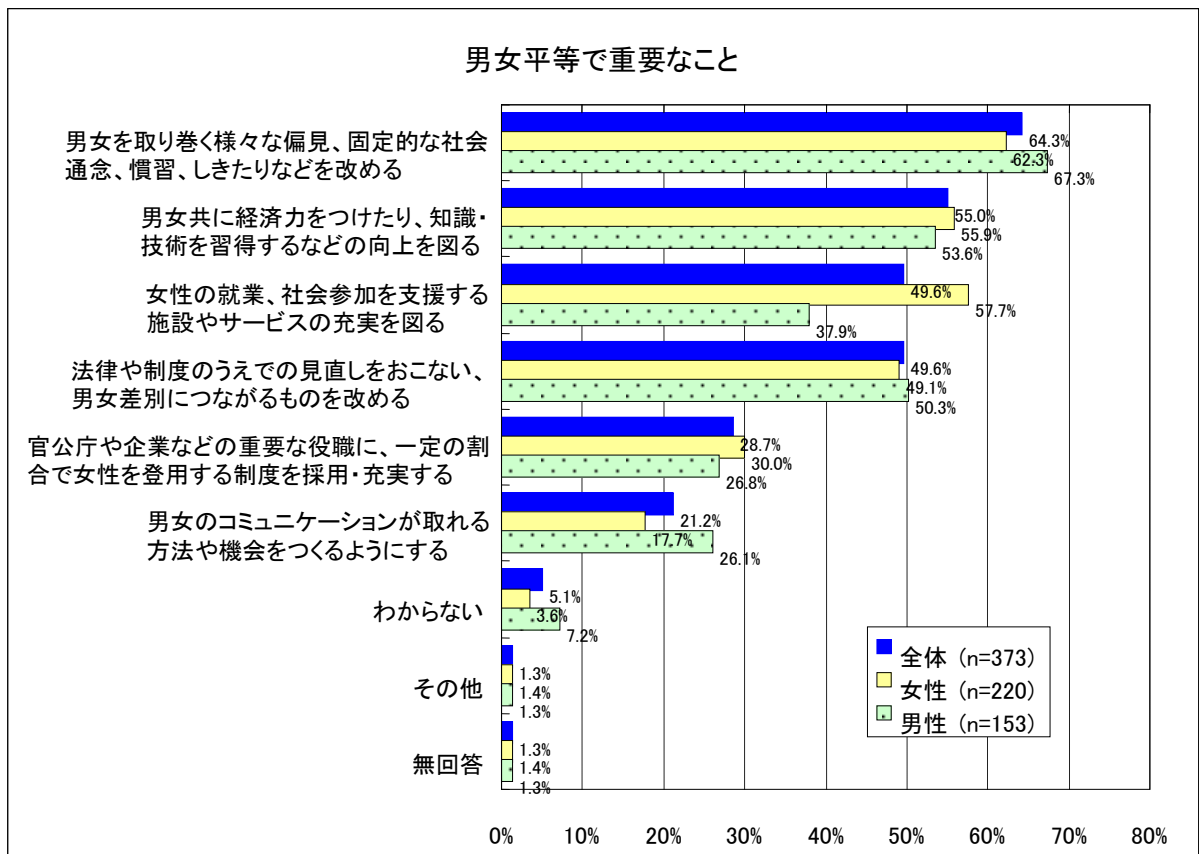
現状と課題

男女の人権が尊重され、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現していくためには、男女共同参画社会の形成が大きな課題となっています。男女共同参画の理念についての正しい理解を進めていくため、県や関係機関などと連携し、情報提供や意識啓発の取組を充実していきます。

＜町民意識調査＞

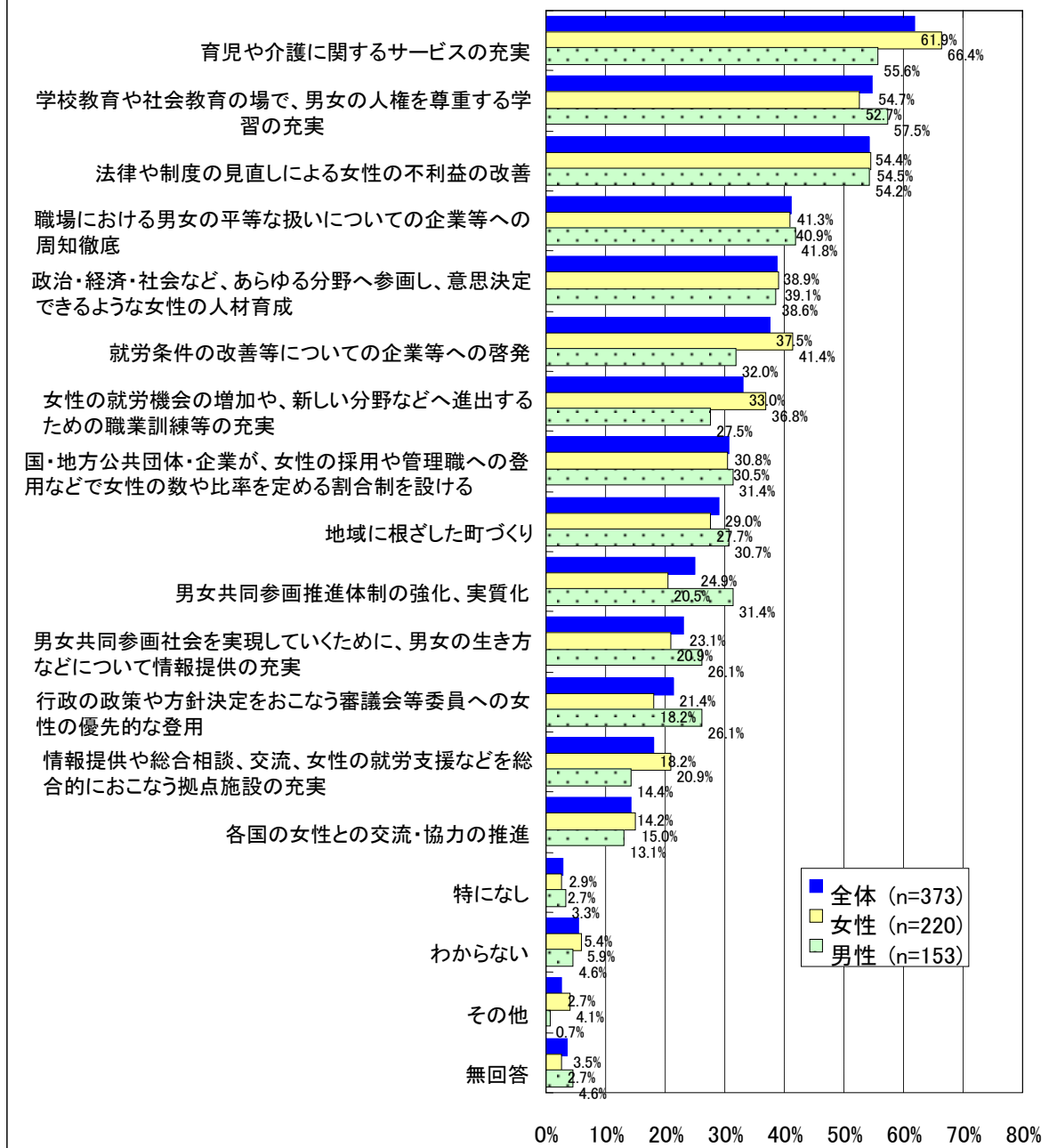
○男女平等で重要なこととして、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める」が全体で 64.3%と最も多い意見となっています。そのためには、広報活動や講習会などを通じて意識啓発を行っていく必要があります。

○男女共同参画社会の実現には、「育児や介護に関するサービスの充実」、「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」、「法律や制度の見直しによる女性の不利益の改善」の意見が多くなっています。町では、町民からの生の声として、国・県などへ現状を強く訴えていくことが重要です。



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

男女共同参画社会を実現するには



資料：湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査（平成 20 年度）

施策の具体的方向

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが性別にかかわらず、互いの個性や意思を尊重する意識づくりが重要です。そのため、さまざまな機会を通して男女共同参画を進めるための啓発活動を行います。

施策名	事業内容	担当
99 性別による固定的な役割分担意識の見直し	性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直すための啓発を行います。	地域政策課
100 男女共同参画に関する講演会・講座などの開催	各種講演会・講座などの開催を通じて、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	地域政策課
101 広報・啓発活動の推進	「広報ゆがわら」への情報の掲載や、ホームページなどを通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	地域政策課 秘書広報室

基本的課題Ⅵ

推進体制・進行管理の充実

男女共同参画社会の実現を目指していくためには、行政が施策目標を明確にした計画を策定し、総合的に施策の推進を図る必要があります。また、その実施を効果あるものとするためには、「男女共同参画懇話会」および「男女共同参画推進本部」を効果的に運営するとともに、計画の進行状況を把握していかなければなりません。更に、男女共同参画社会は、行政だけで実現できるものではなく、その担い手は町民一人ひとりです。町民・ボランティア団体・事業所などと町が男女共同参画の考え方に理解を深めて連携を図り、町民の意見を施策の推進に生かしながら取り組むことが重要です。また、国・県・他市町村および関係機関との連携を図るとともに、男女共同参画基本計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。



施策の基本的方向Ⅵ- 1 推進体制の充実

現状と課題

計画の推進に当たっては、行政はもとより、家庭・地域・事業所などが計画を理解しその趣旨に基づいて取り組むとともに、お互いに連携を図りながら推進体制の充実を図ります。

施策の具体的方向

① 町民との協働による計画の策定

本計画は男女共同参画社会の実現をめざし、町民の皆さんと一緒に進めて行くための計画です。そのため、学識経験者や町民の皆さんの参画を得て、湯河原町男女共同参画懇話会を設置し、計画の推進に当たり町民の声を反映させます。また、町内の各種活動団体と連携し、事業を進めていきます。

施策名	事業内容	担当
102 町民参画の推進	行政と町民および関係団体や事業所との連携を図るため、「男女共同参画懇話会」を設置し、町民との協働により計画を策定していきます。	地域政策課
103 庁内推進体制の整備	副町長を委員長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁体制で計画を推進していきます。	地域政策課
104 男女共同参画に関する意識調査の実施	町民の皆さんの意見を幅広く施策に反映させるため、定期的に男女共同参画に関する意識調査を実施します。	地域政策課
105 教育環境の整備	地域のボランティアを募り、基礎授業のサポート、英語教育、理科の実験などさまざまな分野に対し、広く協力体制を構築します。	学校教育課

② 行政職員（町職員）の研修機会などの充実

職員一人ひとりが男女平等の理解と意識を深めるため、意識啓発研修を実施します。また、セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発を行い

ます。

施策名	事業内容	担当
106 職員研修の充実	基礎的、専門的知識や技術の習得など、男女の区別なく職員の人材育成を図るための研修を充実させます。	庶務課
107 調査・研究の実施	県および市町村の男女共同参画担当課長などで構成される県・市町村男女共同参画行政連絡会において、定期的な情報交換や共同研究を行うほか、連携して男女共同参画を推進します。	地域政策課

施策の基本的方向Ⅵ-2 推進状況の把握

現状と課題

男女共同参画社会の実現をめざしていくためには、計画的に施策の推進を図る必要があります。また、その実施を効果あるものにするために、全庁的な推進組織である「男女共同参画推進本部」を効果的に運営するとともに、進行状況を把握していきます。

施策の具体的方向

① 計画の年次報告書作成・フォローアップなどの実施および情報提供

計画の進行管理は、男女共同参画推進本部が行うこととし、各具体的施策の推進を図るとともに、本計画に関連する事業の実施状況および男女共同参画に関連の深い各種統計や調査の数値を指標として活用し、男女共同参画の進捗状況を把握します。

施策名	事業内容	担当
108 計画の進行管理	毎年度、町の男女共同参画への取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、男女共同参画懇話会に報告するとともに、町民に情報提供します。	地域政策課

施策の基本的方向VI-3 国際的な視点に立った取組の推進

現状と課題

我が国の男女共同参画社会の形成の取組は、国際連合をはじめとする国際社会における取組と密接な関係を持って行われてきました。「男女共同参画社会基本法」は、「国際的協調」（第7条）を男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとしています。

施策の具体的方向

① 国際交流事業の推進

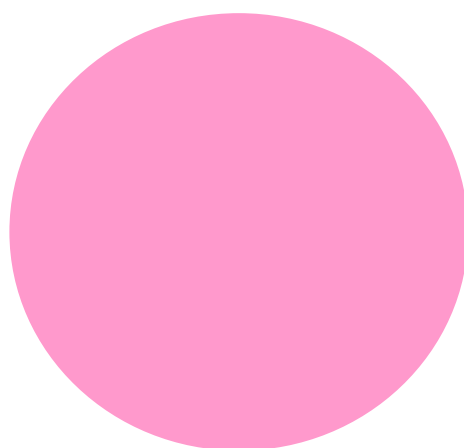
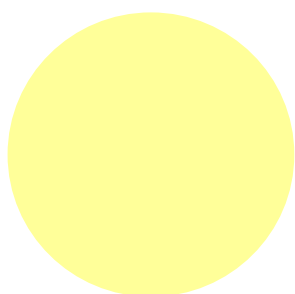
湯河原町は、オーストラリアのポートスティーブンス市と、韓国の忠州市の2か国2都市間の姉妹都市提携を結んでいます。これらの世界各国の都市との交流をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の成果や経験を学び合います。

また、町民の異文化理解と国際感覚を養うための学習機会を提供し、国際理解の推進を図ります。

施策名	事業内容	担当
109 外国人講師派遣事業	幼児・児童・生徒の国際理解を深めるため、幼稚園や小中学校に外国人講師を派遣し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図ります。	学校教育課
110 外国人児童・生徒の日本語指導	日本語の不自由な外国籍児童および生徒に、日本語の教科指導および国際理解教育を行います。	学校教育課
111 外国語の各種案内作成	庁舎内案内板やごみステーションの看板などに外国語の併記を行います。	庶務課 環境課

112 国際文化交流事業	町内の各種団体が行う国際文化交流事業の拡大を推進します。町内の外国籍の方の参加によるイベントを通じ、各国の文化を紹介する機会を創設します。	地域政策課
113 外国籍住民相談窓口を開設	外国籍住民の生活を支援するため「外国籍住民相談窓口」を開設し、更に充実させます。	地域政策課
114 ポーツステイブンス市中学生派遣事業	湯河原町の将来を担う青少年が、地域に根ざした国際交流を体験することにより国際的な視野を広めることを目的として、町内在住の中学生を姉妹都市であるオーストラリア・ポーツステイブンス市へ派遣（ホームステイ）します。	地域政策課

付 属 資 料



付属資料

1 ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱

ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 地域に根ざした男女共同参画社会の充実を目指し、ゆがわら男女共同参画プランの総合的推進に当たり、必要な助言を得るため、ゆがわら男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ゆがわら男女共同参画プランの推進に関すること。
- (2) 女性問題の抽出及び体系的な整理に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 懇話会の委員は15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 企業の代表者
- (4) 労働団体の代表者
- (5) 神奈川県職員
- (6) 町民モニター

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を整理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が召集する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取し、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、男女共同参画推進事務担当課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 ゆがわら男女共同参画懇話会委員名簿

平成 21 年 10 月

所 属 団 体 等	氏 名
お茶の水女子大学 ジェンダー研究センター	舘 かおる 会長
湯河原町教育委員	木田美津代 副会長
湯河原町社会教育委員	鈴木優美子
湯河原町校長会 東台福浦小学校長	篠原 通夫
湯河原町商工会副会長	石川 博
湯河原町商工会女性部副部長	石井 妙子
湯河原温泉旅館協同組合青年部長	石田 浩二
湯河原温泉旅館協同組合おかみの会理事	室伏 範子
J A かながわ西湘女性部鍛冶屋支部	常盤 貴枝
小田原・足柄地域連合事務局長	太田 証史
神奈川県立かながわ女性センター 参画推進課副主幹	高橋 俊一
合 計	11 名

3 ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 男女共同参画推進関連事業について、連絡及び調整を図り、男女共同参画を推進するために、庁内にゆがわら男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する総合的施策の調査・研究及び企画立案
- (2) 男女共同参画に関する施策について、関連部課との連絡調整
- (3) 男女共同参画に関するフォーラム等の開催
- (4) その他男女共同参画関連事業の推進

(組織)

第4条 推進本部は、副町長及び副町長が別に定める者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進本部に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部男女共同参画推進事務担当課において行

う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月31日訓令第52号)

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

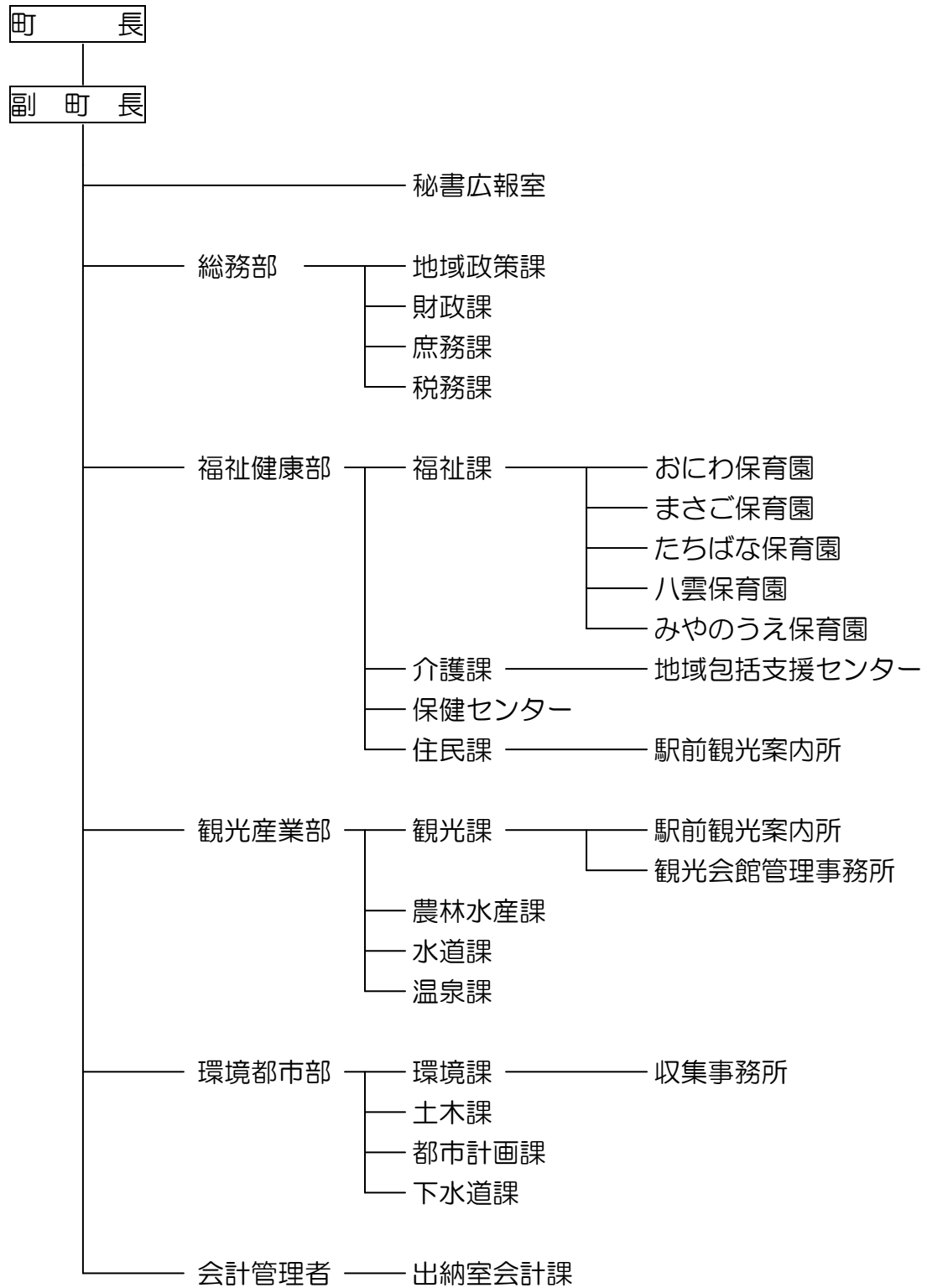
4 ゆがわら男女共同参画推進本部委員

平成 21 年 7 月

所	属
秘書広報室	
総務部	財政課
	庶務課
	税務課
福祉健康部	福祉課
	介護課
	保健センター
	住民課
観光産業部	観光課
	農林水産課
	水道課
	温泉課
環境都市部	環境課
	土木課
	都市計画課
	下水道課
議会事務局	
出納室会計課	
教育委員会	学校教育課
	社会教育課
消防本部	総務課
合 計	21 部署

5 湯河原町行政組織図

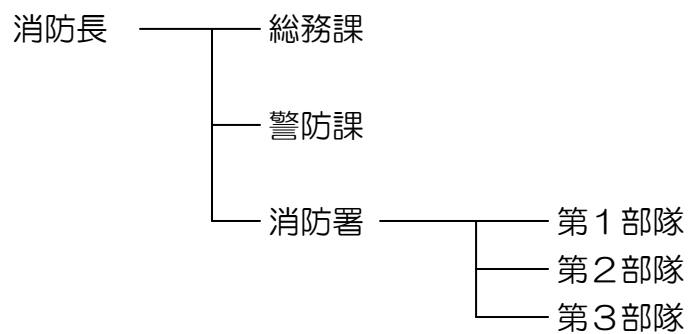
平成21年7月



議 会

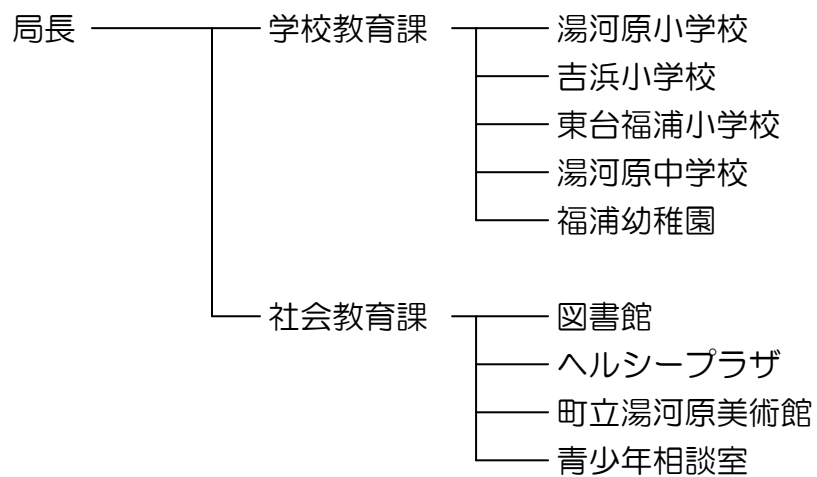
局長 ———— 議会事務局

消 防



教育委員会

教 育 長



6 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するた

め必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成について

の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

7 神奈川県男女共同参画推進条例

神奈川県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 29 日
神奈川県条例第 8 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号

神奈川県男女共同参画推進条例をここに公布する。

神奈川県男女共同参画推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようになることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

- 第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著し

く不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第 13 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第 14 条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があつた提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

(以下略)

(検討)

- 3 知事は、平成 22 年 3 月 31 日までに、この条例の施行の状況について検討を加えるものとする。この場合において、知事は、当該検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成 20 年条例 40 号〕

附 則（平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 施策実績（平成 20 年度）

施策 1 町議会における女性の登用

平成 21 年 7 月現在

項目	男性	女性	計	女性割合（％）
議員数	13	3	16	18.8
議長・副議長・ 委員会委員長	6	2	8	25.0

施策 2 審議会などへの女性の登用

平成 21 年 7 月現在

項目		人数	内女性人数	女性割合（％）
法律による委員会	教育委員会	5	1	20.0
	選挙管理委員会	4	0	0.0
	監査委員	2	0	0.0
	農業委員会	15	0	0.0
	固定資産審査委員会	3	0	0.0
	小計（5 委員会）	29	1	3.4
法律又は条例による審議会等	防災会議	20	0	0.0
	民生委員推薦会	12	0	0.0
	国民健康保険運営協議会	12	4	33.3
	介護認定審査会	25	6	24.0
	介護保険事業計画等策定委員会	12	4	33.3
	地方青少年問題協議会	15	2	13.3
	交通安全対策会議	20	2	10.0
	社会教育委員会	10	5	50.0
	スポーツ振興審議会	10	0	0.0
	図書館協議会	10	7	70.0
	都市計画審議会	12	2	16.7
	国民保護協議会	21	0	0.0
	表彰審査会	5	0	0.0
	農業経営安定化対策審議会	10	3	30.0
	情報公開審査会	5	2	40.0
	個人情報保護審査会	5	2	40.0

	温泉委員会	12	0	0.0
	文化財審議員	4	0	0.0
	特別職報酬等審議会	7	1	14.3
	福祉会館運営協議会	17	0	0.0
	森林づくり審議会	10	2	20.0
	小計（21 審議会等）	254	42	16.5
	合計	283	43	15.2

施策4 町職員における管理職への女性の登用

平成21年7月現在

項目	男性	女性	計	女性割合（％）
職員数	231	102	333	30.6
部長級	7	0	7	0.0
課長級	23	0	23	0.0
副課長	23	0	23	0.0
主幹	43	8	51	15.7
副主幹	69	24	93	25.8

施策5 教職員における管理職への女性の登用

学校	校長	教頭	総括教諭人数		女性割合（％）
			男性	女性	
湯河原小学校	男性	女性	3	1	33.3
吉浜小学校	男性	男性	2	2	33.3
東台福浦小学校	男性	女性	2	1	40.0
湯河原中学校	男性	女性	4	1	28.6

施策8 事業所・団体などに対する男女共同参画の推進

- ・おかみの会 1人
- ・芸妓屋組合 1人
- ・商工会女性部 1人

施策16 就職情報などの提供及び職業相談

開催回数	年6回（奇数月）
対象	町民
延べ相談人数	134人

施策 23 町職員におけるセクシュアル・ハラスメント研修

開催回数	年 1 回
受講対象	新採用職員
延べ受講人数	4 人（男性 1 人・女性 3 人）

施策 24 労働相談などの情報収集と提供

開催回数	県の「出張労働相談会」年 4 回（4、7、10、1 月）
対象	町民
延べ相談人数	1 件

施策 27 セミナーなどの情報提供

- ・広報チラシの配布

施策 28 職員のための雇用環境の整備

項目	取得者人数
育児休業を取得した女性職員	9 人
男性職員の配偶者出産休暇（特別休暇）取得者	10 人
男性職員の育児参加のための休暇（特別休暇）取得者	0 人
子の看護休暇取得者	1 人

施策 29 地域の女性防火・防災リーダーの育成

- ・クラブ員数 39 名

施策 34 家族経営協定作成の推進

- ・相談件数 なし

施策 35 農業者年金への女性加入の推進

- ・相談件数 なし

施策 36 おかみの会への支援

開催回数	22 回
受講対象	小学生を対象に温泉の入り方とマナー体験教室 外
延べ受講人数	101 人

施策 43 教職員に対する人権研修会の実施

開催回数	年 1 回
受講対象	町内幼・小・中学校教員など
延べ受講人数	1 2 0 人

施策 51 男女共同参画に関する資料の収集及び提供

- ・「かながわの女性と男性のデータブック」 9冊所蔵
- ・「男女共同参画の時代」
- ・他に関連するテーマを扱った周辺図書 多数

施策 57 湯河原町食生活改善推進員養成講座

開催回数	年 1 回
受講対象	町民
受講人数	4 名（内 2 名が湯河原町食生活改善推進団体に加入）

※参考：湯河原町食生活改善推進団体

- ・全国組織であり、平成 14 年度から市町村が主体となる。
- ・会員数は、53 名

施策 61 育児相談の実施

開催回数	年 1 2 回
受講対象	町民
延べ受講人数	6 7 6 人（親子）

施策 62 乳幼児健康診査全般

健康診査	
対象	受診率（％）
4 ヶ月児	97.2
8～9 ヶ月児	92.4
1 歳 6 ヶ月児	92.2
3 歳 6 ヶ月児	90.0
歯科検診	
対象	受診率（％）
2 歳児	94.3
2 歳 6 ヶ月児	72.1

施策 67 マタニティクラス（妊婦講座）の実施

開催回数	年4回
受講対象	町民
延べ受講人数	126人

施策 68 DV相談窓口の充実

対象	在住者
相談件数	5件

施策 69 緊急一時保護体制の充実

対象	在住者
保護件数	0件

施策 70 包括的支援事業（権利擁護）

内容	件数（件）
成年後見人制度利用者	5
高齢者虐待	7
消費者相談	0

施策 75 児童相談の充実

対象	町民
相談件数	15件

施策 77 放課後児童の健全育成事業

学校	受け入れ人数（人）
湯河原小学校	51
吉浜小学校	35
東台福浦小学校	13

施策 83 包括的支援事業（総合相談支援）

相談内容	件数（件）
介護相談	39
身上相談	20

施策 84 ホームヘルパー 2 級受講支援事業

開催回数	年 1 回（延べ 8 ヶ月間）
受講対象	町民
研修修了者数	9 人

施策 85 高齢者世帯などへの一般廃棄物戸別収集運搬事業

対象	町民（週 1 ～ 2 回訪問）
件数	3 1 人（平成 2 1 年 5 月 1 8 日現在）

施策 86 介護予防教室の開催

教室名	開催回数	利用者数
いきいき運動教室	1 2	1 9 人
口腔機能向上教室	4	4 人
ふれあい栄養教室	8	特定高齢者 5 人 小学生 7 人
脳いきいき教室	5	1 4 人

施策 88 グループリビング運営事業

開催回数	月 2 回（第 1・3 火曜日）
受講対象	町民
利用者数	延べ 2 9 4 人

施策 92 外国籍町民などへの福祉給付金助成事業

対象	町民
対象人数	3 人（内女性 1 人）

参考：・高齢者 月額 20,000 円
・重度障害者 月額 38,000 円
・中度障害者 月額 26,000 円

施策 98 男の料理教室開催事業

開催回数	年 2 回
受講対象	町民（男性）
参加者数	2 5 人

施策 102 町民参画の推進

項目	男性	女性	計	女性割合 (%)
男女共同参画懇話会	6	6	12	50.0

施策 103 庁内推進体制の整備

項目	男性	女性	計	女性割合 (%)
男女共同参画推進本部	13	9	22	40.9

施策 105 教育環境の整備

- ・町内小・中学校で実施
- ・多数のボランティアが参加、様々な授業及び施設整備を展開

施策 106 職員研修の充実

項目	講座数	延べ受講者数
庁内研修	5	260人
派遣研修	40	95人

施策 107 調査・研究の実施

- ・県市町村連絡会 年2回（講演会含む）

施策 114 ポートスティーブンス市中学生派遣事業

開催回数	年1回
派遣対象	中学2年生
派遣者数	6人（男性2人・女性4人）

9 湯河原町の統計データ（平成 11 年プラン作成時と改訂時）

1 人口・世帯数（資料：統計要覧）

平成 10 年 1 月 1 日

人口	男	13,669
	女	15,380
	計	29,049
世帯数		11,869

平成 21 年 1 月 1 日

人口	男	12,905
	女	14,684
	計	27,589
世帯数		12,424

2 年齢別人口（資料：湯河原町住民課）

平成 10 年 1 月 1 日

	男	女	計
100 歳以上	1	2	3
95-99 歳	6	17	23
90-94 歳	38	113	151
85-89 歳	120	252	372
80-84 歳	240	450	690
75-79 歳	356	626	982
70-74 歳	630	847	1,477
65-69 歳	822	1,039	1,861
60-64 歳	1,024	1,178	2,202
55-59 歳	1,063	1,307	2,370
50-54 歳	1,118	1,243	2,361
45-49 歳	1,102	1,233	2,335
40-44 歳	781	803	1,584
35-39 歳	848	792	1,640
30-34 歳	894	821	1,715
25-29 歳	972	1,023	1,995
20-24 歳	898	1,001	1,899
15-19 歳	773	706	1,479
10-14 歳	697	702	1,399
5-9 歳	671	636	1,307
0-4 歳	615	589	1,204

平成 21 年 1 月 1 日

	男	女	計
100 歳以上	0	11	11
95-99 歳	11	60	71
90-94 歳	60	214	274
85-89 歳	164	468	632
80-84 歳	423	678	1,101
75-79 歳	631	911	1,542
70-74 歳	880	1,169	2,049
65-69 歳	1,104	1,366	2,470
60-64 歳	1,127	1,314	2,441
55-59 歳	1,028	1,210	2,238
50-54 歳	845	832	1,677
45-49 歳	811	810	1,621
40-44 歳	883	844	1,727
35-39 歳	938	897	1,835
30-34 歳	750	746	1,496
25-29 歳	577	604	1,181
20-24 歳	563	630	1,193
15-19 歳	627	602	1,229
10-14 歳	633	603	1,236
5-9 歳	524	513	1,037
0-4 歳	445	412	857

3 国籍別外国人人口（資料：統計要覧）

平成 10 年 1 月 1 日

大韓民国・朝鮮	129
中華人民共和国	22
アメリカ合衆国	4
フィリピン	71
ブラジル	8
ペルー	13
タイ	3
その他の外国	36
合計	286

平成 21 年 1 月 1 日

大韓民国・朝鮮	97
中華人民共和国	34
アメリカ合衆国	5
フィリピン	79
ブラジル	13
ペルー	69
タイ	4
その他の外国	28
合計	329

4 世帯人員別の世帯構成（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年

世帯構成	世帯数	割合
1人	3,083	29.19%
2人	2,681	25.38%
3人	1,845	17.47%
4人	1,639	15.52%
5人	722	6.84%
6人	356	3.37%
7人	139	1.32%
8人	43	0.41%
9人	5	0.05%
10人以上	2	0.02%
その他	47	0.44%

平成 17 年

世帯構成	世帯数	割合
1人	3,237	29.94%
2人	3,279	30.33%
3人	1,886	17.44%
4人	1,425	13.18%
5人	580	5.36%
6人	252	2.33%
7人	109	1.01%
8人	20	0.18%
9人	3	0.03%
10人以上	2	0.02%
その他	19	0.18%

5 類型別の世帯数（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年

類型	世帯数
夫婦のみ	2, 020
夫婦と子ども	2, 934
男親と子ども	120
女親と子ども	734
夫婦と両親	54
夫婦と片親	148
夫婦と子どもと両親	367
夫婦と子どもと片親	549
夫婦と他の親族	40
その他	454
非親族	12
単独	3, 083
合計	10, 515

平成 17 年

類型	世帯数
夫婦のみ	2, 374
夫婦と子ども	2, 633
男親と子ども	143
女親と子ども	915
夫婦と両親	48
夫婦と片親	172
夫婦と子どもと両親	248
夫婦と子どもと片親	454
夫婦と他の親族	30
その他	428
非親族	111
単独	3, 237
合計	10, 793

6 ひとり世帯の年代別構成（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年

年代	世帯数
15-24 歳	360
25-34 歳	345
35-44 歳	261
45-54 歳	527
55-64 歳	633
65-74 歳	562
75-84 歳	310
85 歳以上	85
合計	3, 083

平成 17 年

年代	世帯数
15-24 歳	192
25-34 歳	309
35-44 歳	256
45-54 歳	380
55-64 歳	745
65-74 歳	744
75-84 歳	510
85 歳以上	101
合計	3, 237

7 15 歳以上人口の配偶関係（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年				平成 17 年			
	男	女	計		男	女	計
未婚	3,216	3,126	6,342	未婚	3,177	2,833	6,010
有配偶者	7,140	7,142	14,282	有配偶者	6,812	6,823	13,635
死別	404	2,228	2,632	死別	418	2,363	2,781
離別	382	866	1,248	離別	557	1,097	1,654
不詳	1	2	3	不詳	18	58	76
合計	11,143	13,364	24,507	合計	10,982	13,174	24,156

8 女性労働の状況（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年				平成 17 年			
		男性	女性			男性	女性
湯河原町	15 歳以上人口	11,143	13,364	湯河原町	15 歳以上人口	10,982	13,174
	労働力人口	8,879	7,018		労働力人口	7,884	6,486
	労働力率	79.70%	52.50%		労働力率	72.0%	49.3%
県	労働力率	80.50%	46.70%	県	労働力率	77.4%	47.6%
国	労働力率	77.60%	49.10%	国	労働力率	75.3%	48.8%

9 条例等設置による審議会委員数（資料：湯河原町地域政策課）

平成 11 年 1 月 1 日				平成 21 年 4 月 1 日			
審議会数	男	女	計	審議会数	男	女	計
32	252	22	274	25	270	39	309
	92.0%	8.0%			85.6%	14.4%	

10 職種別職員数（資料：湯河原町庶務課）

平成 11 年 4 月 1 日

	男	女	計
特別職	4	0	4
一般行政職	171	45	216
保育園園長	0	5	5
保育士	0	28	28
保健婦	0	6	6
看護師	0	3	3
教諭	0	2	2
栄養士	0	3	3
消防職	76	0	76
技能労務職	24	30	54
合計	275 69.3%	122 30.7%	397

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
特別職	2	0	2
一般行政職	136	33	169
保育園園長	0	5	5
保育士	0	35	35
保健師	0	5	5
看護師	0	1	1
教諭	0	2	2
栄養士	0	3	3
消防職	74	1	75
技能労務職	22	17	39
合計	234 69.6%	102 30.4%	336

1 1 役職別職員数（資料：湯河原町庶務課）

平成 11 年 4 月 1 日

	男	女	計
部長	4	0	4
次長	5	0	5
課長	19	0	19
課長補佐	15	2	17
副課長	0	0	0
主幹	8	0	8
副主幹	76	13	89
合計	127 89.4%	15 10.6%	142

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
部長	5	0	5
次長	0	0	0
課長	20	0	20
課長補佐	0	0	0
副課長	14	0	14
主幹	48	7	55
副主幹	61	22	83
合計	148 83.6%	29 16.4%	177

1 2 （社）湯河原温泉観光協会の会員・役員数（資料：観光協会）

平成 11 年 3 月

	個人	団体	計
加入会員	38	408	446

	男	女	計
役員数	11 100%	0 0%	11

平成 21 年 4 月 1 日

	個人	団体	計
加入会員	306	28	334

	男	女	計
役員数	39 92.9%	3 7.1%	42

1 3 （社）湯河原温泉旅館共同組合の会員・役員数（資料：旅館組合）

平成 11 年 3 月

	軒数
加入旅館	113

	男	女	計
役員数	31 93.9%	2 6.1%	33

平成 21 年 4 月 1 日

	軒数
加入旅館	89

	男	女	計
役員数	33 97.1%	1 2.9%	34

1 4 湯河原町商工会の会員・役員数（資料：湯河原町商工会）

平成 11 年 3 月

	男	女	計
会員数	936 78%	262 22%	1,198
役員数	26 96%	1 4%	27

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
会員数	787 80%	200 20%	987
役員数	26 96%	1 4%	27

15 JAの会員・理事・監事数（資料：JAかながわ西湘）

平成 10 年 5 月

	JA 数	農家戸数
湯河原	2	2,378

平成 21 年 4 月 1 日

	JA 数	農家戸数
湯河原	1	503

	組合員数			
	男	女	団体	計
湯河原	2,175	476	7	2,658

	組合員数			
	男	女	団体	計
湯河原	2,060	752	13	2,825

	理事		
	男	女	計
湯河原	28 100%	0 0%	28
県	594 99%	5 1%	599
国	38,560 99.7%	97 0.3%	38,657

	理事		
	男	女	計
湯河原	2 100%	0 0%	2
県	—	—	404
国	—	—	—

	監事		
	男	女	計
湯河原	6 100%	0 0%	6
県	141 100%	0 0%	141
国	10,017 99.9%	11 0.1%	10,028

	監事		
	男	女	計
湯河原	0	0	0
県	—	—	96
国	—	—	—

16 地域団体における会長数（資料：湯河原町地域政策課等）

平成 11 年 4 月 1 日

	男	女	計
自治会	11	0	11
PTA	9	8	17
子ども会	9	12	21
老人会	24	14	38
婦人会等	0	8	8
母親クラブ	0	4	4

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
自治会	11	0	11
PTA	3	1	4
子ども会	10	10	20
老人会	10	0	10
婦人会等	0	8	8
母親クラブ	0	4	4

17 産業別従業者数（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年

	男	女	計
農業	356	218	574
林業	12	1	13
漁業	15	0	15
鉱業	29	5	34
建設業	1,528	290	1,818
製造業	1,011	518	1,529
電気ガス水道	89	12	101
運輸・通信業	614	88	702
小売・飲食	1,582	1,900	3,482
金融・保険業	130	214	344
不動産業	141	90	231
サービス業	2,623	3,314	5,937
公務	275	56	331
その他	3	4	7
合計	8,408	6,710	15,118

平成 17 年

	男	女	計
農業	263	157	420
林業	10	0	10
漁業	15	0	15
鉱業	17	2	19
建設業	1,117	202	1,319
製造業	795	409	1,204
電気ガス水道	70	7	77
運輸・通信業	645	125	770
小売・飲食	1,070	1,244	2,314
金融・保険業	69	115	184
不動産業	164	124	288
サービス業	2,820	3,711	6,531
公務	252	74	326
その他	21	13	34
合計	7,328	6,183	13,511

18 幼稚園・保育園・小中学校の児童数・生徒数（資料：湯河原町教育委員会）

平成 10 年 5 月 1 日

	男	女	計
幼稚園	100	105	205
保育園	234	231	465
小学校	823	748	1,571
中学校	398	418	816

平成 21 年 5 月 1 日

	男	女	計
幼稚園	57	54	111
保育園	224	186	410
小学校	677	665	1,342
中学校	329	320	649

19 小中学校の学校教員数（資料：湯河原町教育委員会）

平成 10 年 5 月 1 日

	男	女	計
小学校	39	40	79
中学校	25	19	44

平成 21 年 5 月 1 日

	男	女	計
小学校	36	37	73
中学校	25	20	45

20 男女混合名簿の実施状況（資料：湯河原町教育委員会）

平成 11 年 3 月 31 日

学校名	実施状況	備考
湯河原小学校	△	クラス単位
吉浜小学校	○	
東台福浦小学校	×	
湯河原中学校	×	

平成 21 年 5 月 1 日

学校名	実施状況	備考
湯河原小学校	○	
吉浜小学校	○	
東台福浦小学校	○	
湯河原中学校	○	

21 ひとり親世帯数（資料：湯河原町福祉課）

平成 10 年 12 月 1 日

母子世帯	父子世帯	合計
212	9	221
96%	4%	

平成 21 年 8 月 1 日

母子世帯	父子世帯	合計
221	6	227
97%	3%	

22 65 歳以上のひとり暮らし世帯数（資料：国勢調査報告書）

平成 7 年

	男	女	計
65-69 歳	76	233	309
70-74 歳	45	208	253
75-79 歳	29	145	174
80-84 歳	24	112	136
85 歳以上	19	66	85
合計	193 20%	764 80%	957

平成 17 年

	男	女	計
65-69 歳	110	284	394
70-74 歳	93	257	350
75-79 歳	63	254	317
80-84 歳	37	156	193
85 歳以上	20	81	101
合計	323 24%	1,032 76%	1,355

23 高齢者の状況（資料：湯河原町介護課）

平成 10 年 12 月 1 日

	男	女	計
在宅ねたきり高齢者	13	17	30
養護老人ホーム	3	4	7
特別養護老人ホーム	25	46	71
痴呆性老人	4	10	14
合計	45 37%	77 63%	122

平成 21 年 8 月 1 日

	男	女	計
在宅ねたきり高齢者 要介護度 4・5	80	172	252
養護老人ホーム	1	1	2
特別養護老人ホーム	31	75	106
痴呆性老人 認知症自立度Ⅱ～Ⅲ	166	405	571
合計	278 30%	653 70%	931

ゆがわら男女共同参画プラン

改訂版

発行 湯河原町

編集 湯河原町総務部地域政策課

住所 〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電話 0465-63-2111（代）

FAX 0465-63-4194（代）

メール kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp

発行年月 平成22年3月
